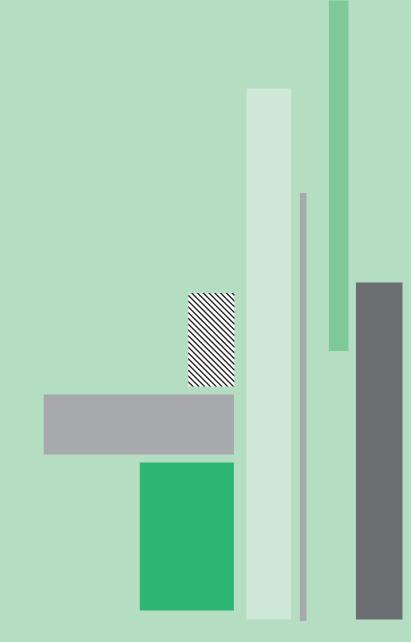
〈県政資料・第 133 号〉

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動

- 2 0 1 6 年 12 月定例会
- ■談話



日本共産党埼玉県議会議員団

目 次

2016年12月定例県議会(2016年12月2日~12月22日)

1,	柳下礼子県議の本会議一般質問(2016 年 12 月 9 日)	2
2、	議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑(2016年 12月 14日)	17
3、	総務県民生活委員会における村岡正嗣県議の質疑(2016年 12月 16日)	23
4、	環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑(2016年 12月 16日)	26
5、	福祉保健医療委員会における秋山文和県議の質疑(2016年12月16日)	29
6、	文教委員会における前原かづえ県議の質疑(2016 年 12 月 16 日)	33
7、	5 か年計画特別委員会における秋山文和県議の質疑(2016 年 12 月 15 日)	35
8、	自然再生・循環社会対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑(2016年12月20日)	41
9、	公社事業対策特別委員会における金子正江県議の質疑(2016年 12月 20日)	42
10、	危機管理・大規模災害対策特別委員会における秋山文和県議の質疑(2016年12月20日)	45
11、	人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かづえ県議の質疑	
	(2016年12月20日)	. 47
12、	議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑(2016年 12月 22日)	49
13、	知事提出議案に対する反対討論(2016年12月22日)	51
14、	議員提出議案に対する反対討論(2016年12月22日)	52
15、	決算認定に対する反対討論(2016 年 12 月 22 日)	53
16、	議案及び請願に対する各会派の態度	54
17、	日本共産党が提出した意見書・決議(案)	. 57
18、	県議会 12 月定例会をふりかえって(談話)(2016 年 12 月 22 日)	. 60

2016年12月定例県議会

1 本会議一般質問

柳下礼子議員(2016年12月9日)

- 1 頻発する豪雨被害に、被災者生活再建支援 制度の拡充を
- (1)いまだに避難生活を続けているみなさんへの支援を急げ
- (2)所沢市・東川の浸水被害対策を
- 2 障害者が個人として尊重される社会の実現 を
- 3 介護制度の拡充と、処遇改善で福祉人材の 確保を
- (1)これ以上の介護保険の自己負担増は許されない
- (2)福祉人材確保に全力を挙げよ

- 4 性的マイノリティの人権保障について
- 5 埼玉農業を守れ。TPPの批准に強く反対 し、農家への支援策の抜本的強化を
- 6 三富地域の安全と農業を守るために
- (1)三富の景観と豊かな大地を築き上げた伝 統農業を守れ
- (2)地域の安全を脅かす三芳スマートイン ターチェンジ大型車通行許可について
- 7 埼玉県の青年の未来のために、高等学校給 付制奨学金の創設を
- 8 まだ間に合う!水の貯まらないダム=思川 開発からは撤退を
- 頻発する豪雨被害に、被災者生活再 建支援制度の拡充を
- (1)いまだに避難生活を続けているみなさんへの支援を急げ

Q.柳下礼子議員

柳下礼子です。日本共産党県議団を代表して、一般質問を行います。

まず、「頻発する豪雨被害に、被災者生活再建 支援制度の拡充を」のうち、「いまだに避難生活 を続けているみなさんへの支援を急げ」につい てです。 昨年の埼玉県東部を襲った豪雨に続き、8月の台風被害によって、埼玉県西部では甚大な被害が生じています。台風9号だけでも、所沢市、狭山市、入間市を中心に、床上浸水398軒、床下浸水1714軒です。たとえ床下浸水であっても、11階建てのマンションや保育所のエレベーター機能が長期に停止するなど、被害は深刻です。

志木市では、傾斜地に造られた住宅の土留が崩れ、70代の女性が、いまだに家を借り避難生活を続けております。土留の仮囲いで約500万円、本格的な修理は800万円と言われ、公的支援を求めておられます。飯能市でも、傾

斜地に開発された住宅街の土留が崩れ、住宅13軒までもが避難生活を強いられております。 土留の所有は上の5軒で、こちらの方たちが土留を修復しなければ、下の8軒は家に戻ることができません。土留と家の距離が狭過ぎて、費用はどこまで膨らむか計り知れません。

豪雨の直後、我が党県議団は、記録的な豪雨の状況に災害救助法適用をと申し入れましたが、埼玉県は適用しませんでした。仮に適用があれば、国と県の負担で避難生活や住宅の応急修理に支援が行われたはずです。救助法本法はハードルは高いのですが、施行令第1条1項4号には、「多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合」とあり、近年の救助法適用事例は皆この条文に基づくものです。

知事、8、9月の台風災害によって、いまだに避難し続けている人々がいることを御存じでしたか。なぜ救助法適用を決断できなかったのですか。内閣府は、空振りを恐れずに使ってほしいと言っておりますが、今後は積極的に適用すべきです。知事の答弁を求めます。

さて、上田知事は、2013年の竜巻災害を 受けて、県と市の被災者安心支援制度を創設されました。被災者生活再建支援法からこぼれ落ちた部分に光を当てたすばらしい制度だと思います。しかし、今回の地盤崩壊で避難生活を続ける住宅には適用がありません。住宅倒壊ではないのだから駄目だというのは、機械的です。 是非、志木市や飯能市の事例に安心支援制度を適用すべきです。知事の答弁を求めます。

また、鳥取県では住宅の半壊にも同様の制度を拡充したと聞いています。今後、被災者安心支援制度を住宅半壊や床上浸水、地下室の水没など、多くの県民の生活再建に資するものに拡充していただきたい。この点についても答弁を求めます。

A . 上田清司知事

柳下礼子議員の質問に順次お答えをいたします。

まず、「頻発する豪雨被害に、被災者生活再建 支援制度の拡充を」のお尋ねのうち、「いまだに 避難生活を続けているみなさんへの支援を急げ」 についてでございます。

災害救助法の適用についてでございますが、 その適用基準には、まず、住宅の全壊棟数など 定量的なものがございます。

併せて、御質問にもございました多数の方が 生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれ が生じた場合において、多数の方が避難して継 続的に救助を必要とするときという、いわば定 性的な基準がございます。これは、多数の方が 避難所に長期に避難することを想定した基準で あります。

台風9号が最接近したときには、最大200 人の避難者がいた入間市でも、その日の夜には 11人となり、翌日午後には避難所利用者がい なくなっております。

他の市町村でも同様な状況でしたので、災害 救助法を適用する状況にないと判断したもので ございます。今後とも災害救助法の適用につい ては、その緊急性に鑑み、被害状況をしっかり 見極めて迅速に判断をさせていただきたいと思 います。

次に、志木市や飯能市の事例に被災者安心支援制度を適用することについてでございます。

この制度は、住宅が全壊した世帯はもちろん、住宅の敷地に被害が生じ、住宅倒壊の危険を防ぐためなど、やむを得ない理由により住宅を解体した世帯も対象になっております。両市の事例については、被災された方と地元の市が協議をしていますので、その結果を踏まえて適切に対応させていただきます。対象のものになるものではないかとは考えております。

次に、被災者安心支援制度を住宅の半壊、床 上浸水、地下室の水没などに拡充することにつ いてでございます。

支援の対象を広げることについては、過去の 災害の対応に加え、今後起こり得るであろう大 規模災害の規模感なども考えなければならない と思います。また、地震保険への加入や住宅の 耐震改修などの自助努力をしている人との整合 性も、やはり考えなければなりません。

こうしたことから、制度の拡充については、 どの程度の支援が適切なのか、制度を共同で運 営している市町村にも意向を伺って検討をしな ければならないと考えております。

(2) 所沢市・東川の浸水被害対策を

Q.柳下礼子議員

次に、所沢市・東川の浸水被害対策をについてです。

台風9号により東川があふれ、旧市役所付近の密集住宅地が広範囲にわたり浸水被害を受けました。テレビで全国放映もされるほどの被害でした。この東川は、歴史的にも浸水を繰り返しており、埼玉県河川整備計画による地下河川整備が平成24年に完成したばかりでした。地元自治会の要請により、東川地下河川水害被害についての説明会が11月19日開かれました。しかし、「除塵機など設備には問題はなかった。豪雨が想定を上回ったものである」、また、「想定雨量の見直しはできない」という説明に、地元住民の怒りが爆発しました。

住民が怒るのは当然です。つい4年前に、総事業費120億円の地下河川が完成し、この周辺では、不動産事業者を中心に「東川はもう安心です」という宣伝が行われていたからです。 埼玉県発行の「東川地下河川」というパンフレットには、「浸水を繰り返してきた東川」とあり、「東川は住宅地内を流れる都市河川として、浸水被害の軽減を目指す河川整備が求められています」と述べています。 今回の所沢市内の被害総数は、床上121 軒、床下481軒で、全部が東川ではありませ んが、120億円かけた地下河川整備が浸水被 害の軽減につながったとは到底思えません。説 明会では、「想定雨量時間50ミリを見直して、 河川を整備すべきだ」という声に対して、「東川 だけ想定雨量を見直すことはできない」との答 弁がありました。

しかし、昨年の東部豪雨被害の直後、11月に策定された新方川、会之堀川流域における浸水被害軽減プランによると、時間89ミリの降雨に対して床上浸水被害の解消と浸水エリアの縮小を図ることを目的に、県と春日部市が役割分担の上、河川改修、貯留施設、下水道の整備を行います。この10年間で、時間50ミリを超える雨は31回も降っています。私は、春日部市のプランを参考に、東川についても早期に最大降雨量に対応するプランを立てるべきと考えます。県土整備部長の答弁を求めます。

A . 県土整備部長

御質問 1、「頻発する豪雨被害に、被災者生活 再建支援制度の拡充を」の(2)「所沢市・東川 の浸水被害対策を」についてお答えを申し上げ ます。

御質問の春日部市のプランについては、近年 増加する集中豪雨を対象として浸水被害の軽減 を図るため、国が創設したものでございます。 このプランで実施できる内容は、法定計画に基 づく河川と下水道の整備、流域対策、危険情報 の周知、水防活動の強化などでございます。時 間雨量 5 0 ミリ程度を超える河川整備を行うも のではなく、国の支援を受けながら計画の事業 進捗を早めるものでございます。

また、国への申請については市町村が行うこととなっておりますので、県では、所沢市からプラン策定の相談があれば、河川・下水道事業調整協議会を通じて支援してまいります。

県といたしましては、このプランの策定にかかわらず、日比田調節池の整備促進や地下河川の監視カメラ画像の市への提供など、水防活動をはじめとする所沢市との協力関係をより一層強化して、ハード、ソフトの両面から洪水対策を進めてまいります。

2 障害者が個人として尊重される社会 の実現を

Q.柳下礼子議員

次に、「障害者が個人として尊重される社会の実現を」についてです。

神奈川県の津久井やまゆり園で、元職員による殺傷事件が起こりました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、負傷された方々にお見舞いを申し上げるものです。

この事件が社会に与えた衝撃は非常に大きなものです。同容疑者は、次のような手紙を衆議院議長に送っております。「私は、障害者総勢470名を抹殺することができます。保護者の疲れ切った表情、施設で働いている職員の生気の欠けた瞳、日本国と世界のためと思い、本日行動に移した次第であります。障害者は、不幸をつくることしかできません」と、驚くべき内容です。

日本国憲法は、第13条で「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とうたっています。誰でも生きる権利はあり、生きることを励ますことこそ政治の責任です。私は、これを旨として議員活動に取り組んでまいりました。

知事、「障害者は、不幸をつくることしかできません」という容疑者の言葉に対し、日本国憲法の下では絶対に違うと表明していただきたい。

どうですか。

これまで我が党は、繰り返し障害者の入所施設の増設を求めてまいりました。障害者の高齢の保護者たちからは、「この子より1日でもいいから長く生きたい」と必死の訴えをいただいています。埼玉県はこの声に応え、入所施設の希望を県として把握し、調整会議で緊急度を調整してきました。入所定員の減少を要求し、施設建設を認めない国に対して、一貫して施設の必要性を説き、3年前には県南部で入所施設を建設しました。

しかし、当時1,193人と言われていた入 所希望者は、今年度1,425人です。5年前 に1,000人余りであったことから推測する と、数年後にはどれほどになるか計り知れませ ん。知事はかつて、今後も必要な人数を確保し ていきたいと答弁されましたが、改めて本県に おける障害者入所施設の必要性と施設建設の決 意をお示しいただきたい。知事の答弁を求めま す。

A . 上田清司知事

次に、「障害者が個人として尊重される社会の 実現を」のお尋ねのうち、容疑者の言葉に対す る見解についてでございます。

もう言うまでもありません。自分の責任でないことで生じた障害、これは社会全体でカバーをするというのが政治や行政の責任だと私は固く信じております。そういう意味で、このような事件が二度と起こらないようにするためには、1人1人が障害者への理解を深め、偏見や差別をなくすことが重要だと思います。

次に、障害者入所施設の必要性と施設建設の決意についてでございます。

障害のある方が地域の中で安心安全に暮らせることが第一と考えております。

一方で、地域で暮らすことが著しく困難な重 度の障害がある方もおり、入所施設の必要性は なくなることはないと考えます。国は、国庫補助金を活用した新たな入所施設の整備は原則として認めておりませんが、画一的に補助金を認めないという国の方針は適切でないと思っております。

今後とも必要な入所施設を整備することについて、粘り強く国に働き掛けてまいります。

- 3 介護制度の拡充と、処遇改善で福祉 人材の確保を
- (1)これ以上の介護保険の自己負担増は許されない

Q.柳下礼子議員

次は、「介護制度の拡充と、処遇改善で福祉人材の確保を」のうち、「これ以上の介護保険の自己負担増は許されない」についてです。

安倍政権は、介護保険制度について、年金280万円以上の方への2割負担を導入しました。自己負担限度額は3万7千円程度に抑えておりますが、御存じのように、介護施設の利用料は保険分だけではありません。入所施設の場合、食費、居住費、光熱費、日常生活費と積み上がり、要介護度5の特別養護老人ホームの月額利用料は20万円に上るケースもあります。

厚生労働省は11月25日、社会保障審議会の部会に、単身者で年金収入383万円以上の方の自己負担を更に3割に引き上げ、課税世帯の自己負担上限を4万4千円に引き上げる案を示しました。部会では、2割負担でもかなりの影響が出ているとの意見があったと聞きます。知事、3割への引き上げと負担上限額引き上げについて、国に中止を申し入れていただきたいと思います。答弁を求めます。

一方で、同審議会医療部会では、高齢者の耐 えがたい医療費負担増が検討されています。私 は、このような国の高齢者いじめは絶対許され ないと指摘させていただきます。

A . 上田清司知事

次に、「介護制度の拡充と、処遇改善で福祉人材の確保を」のお尋ねのうち、「これ以上の介護保険の自己負担増は許されない」についてでございます。

自己負担の3割への引き上げと負担上限額の引き上げの中止を国に対して申し入れることについてでございます。

この引き上げに係る介護保険制度の見直しは、 現在、国において検討されているところでござ います。様々な立場の方々にしっかりと議論を していただきたいと思います。

大事なことは、中止するとかしないではなく、どうすれば持続可能な介護保険制度になるか、この論点が一番大事ではないかと私は認識するものでございます。

(2)福祉人材確保に全力を挙げよ

Q. 柳下礼子議員

続いて、「福祉人材確保に全力を挙げよ」についてです。

これまで指摘してまいりましたが、介護現場を先頭に、保育、児童養護、障害者など全ての施設で人材不足です。ハローワークに求人を出し続けても1人も連絡がない。パートさんの時給を1,000円以上に引き上げても応募者がありません。夜勤や当直は深刻で、ある障害者施設では、当直の主力は高齢者であり、最高齢は79歳だといいます。突然の退職者の穴埋めは、有料職業紹介や派遣業に頼らざるを得ません。有料職業紹介を利用して採用すると、年収の2割の手数料がかかります。もちろん、国に対して給与の公定価格の引き上げや処遇改善措

置を求めることは大切ですが、私は、埼玉県が 本気になるしかないと考えます。

知事、改めて申し上げますが、民間社会福祉施設等職員処遇改善費を復活すべきです。どうですか。埼玉県も福祉人材センター等で、保育、介護人材確保に取り組んでいます。大学回りや説明会、就職ツアーなど努力は認めますが、民間はインターネットを使ってスマホで若い労働者をいち早く集めています。少なくとも県内の福祉労働者は責任を持って確保するという決意で、福祉人材確保のため抜本的に予算を増やし、福祉労働者を確保してほしいと思いますが、知事、いかがでしょうか。

保育士の場合、その確保のための国の制度はあります。しかし、保育士宿舎借り上げ支援事業の実施市町村は4市、保育補助者雇上強化事業は5市に過ぎません。周知徹底し、利用自治体を増やすべきです。福祉部長の答弁を求めます。

A. 上田清司知事

次に、「福祉人材確保に全力を挙げよ」のお尋ねのうち、民間社会福祉施設等職員処遇改善費を復活させることについてでございます。

この事業は、民間社会福祉施設職員の処遇改善を図るため、年末に職員のボーナスに加算する一時金を処遇改善費として補助していたものでございます。介護保険制度の導入により、福祉サービスの利用が、行政が決定する方式から利用者と施設が契約する形になり、県の役割も変わりました。このため、平成16年度に廃止したものであり、この事業の復活は困難であると考えております。御理解いただきたいと思います。

次に、福祉人材確保のため抜本的に予算を増 やし、福祉労働者を確保することについてでご ざいます。

県では、介護人材を確保するため、介護の資

格のない方や元気な高齢者の介護現場への就労 支援、介護福祉士修学資金の貸付けなどに取り 組んでおります。また、保育士を確保するため、 保育士・保育所支援センターにおける就職あっ せんや学生向けの就職フェアの開催、保育士修 学資金の貸付けなどにも取り組んでおります。

議員提案の趣旨を踏まえ、今後とも福祉人材の確保にしっかり取り組んでまいります。

A. 福祉部長

御質問3、「介護制度の拡充と、処遇改善で福祉人材の確保を」の(2)「福祉人材確保に全力を挙げよ」のうち、保育士宿舎借上げ支援事業や保育補助者雇上強化事業を周知徹底し、利用自治体を増やすべきではについて、お答えを申し上げます。

保育士宿舎借上げ支援事業と保育補助者雇上 強化事業は、市町村が実施主体となっておりま す。事業を実施していない市町村に確認したと ころ、保育士宿舎借上げ支援事業については、 保育所が宿舎を借りることが要件となっており、 個人の賃貸契約の場合は対象とならないため利 用が進まないとのことでした。

このため県では、個人が賃貸契約している場合も補助対象に含めるよう、国に対して要望しております。

また、保育補助者雇上強化事業については平成28年度から開始されたため、保育所に事業が十分に周知されていないことが分かりました。このため県では、市町村に対し、課長会議などの場を活用してこの事業を保育所に周知徹底するよう働き掛けてまいります。

これらの2つの事業は、保育士の確保や定着に効果があると考えられますので、市町村に対し、積極的に活用するよう併せて働き掛けてまいります。

4 性的マイノリティの人権保障につい て

Q.柳下礼子議員

続いて、性的マイノリティの人権保障についてお伺いします。

9月に、県人権推進課とLGBTの当事者との懇談が初めて行われ、私も同席しました。思春期に思い悩み、鬱病となって自殺未遂を繰り返した若者は、「LGBTは1人1人の命がかかっている問題」と強く訴えました。「常に偏見にさらされ、自分を肯定できなかった」「理解してくれる人は1人もいないといつも思っていた」

当事者の多くが幼少期から性的違和感に悩みながら、理解者や相談者も見つからず苦しんでいます。

県がLGBT等支援策を推進するためには、 当事者の具体的な状況や要望をつかむことが大 切です。今後も定期的な懇談を続けるべきと考 えますが、いかがでしょうか。また、県民活動 総合センターや With You さいたま など、県有施設を活用して相談や交流のできる コミュニティスペースを開設すること。

以上2点、県民生活部長よりお答えください。 当事者にとっては、学校現場での理解の促進、相談体制の充実が極めて重要です。性的マイノリティに関する人権啓発DVDの小中学校を含めた学校現場における活用状況の把握と積極的な活用、特に校長など管理職を対象とした研修を実施すべきです。以上、教育長の答弁を求めます。

世界的には、同性婚を認めている22か国をはじめ、異性婚と同様の法的権利を認める国が広がっています。日本でも、国会で野党4党が提出した性的少数者差別解消を推進する法案が審議中となっています。ここ数年の国内外の変化は極めて大きなものがあります。当事者の切実な要望に応えるためにも、性的マイノリティ

への偏見や差別をなくし、性の多様性を尊重する社会の実現を目指す条例を全国に先駆け制定すべきと考えますが、いかがですか。たとえ条例制定前でも、性の多様性尊重宣言のような形で県の姿勢を表明すべきではないでしょうか。知事の答弁を求めます。

A . 上田清司知事

次に、「性的マイノリティの人権保障について」 のお尋ねでございます。

私は、LGBTの方に対する根強い偏見や差別的な扱いについては、あってはならないものだと思っております。国は、男女雇用機会均等法のセクシュアルハラスメント防止に関する指針に、LGBTも含めた改正を行い、来年1月から施行することになっております。

県は、LGBTをテーマとした人権研修会を 開催するなど、差別解消のための普及啓発に努 めております。

また、県が作成する啓発冊子を改訂し、LGBTに関する内容と弁護士会や支援団体が設けている相談窓口の案内を充実いたしました。

現在、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案が国会に提出され、継続審議となっております。

条例を先に制定したらどうだというお話でございますが、法律案の審議の動向もしっかり把握しながら、当事者や有識者からのお話を伺い、検討を進めたいと考えます。

また、県の姿勢については、これまでも埼玉県人権施策推進指針や人権研修会をはじめとする啓発事業などを通じて表明してまいりました。

今後も様々な取り組みを通じて、県民の皆様 に県の姿勢を伝えていきたいと考えます。

A . 県民生活部長

御質問4、「性的マイノリティの人権保障につ

いて」のうち、当事者との定期的な懇談を続けるべきについてお答えを申し上げます。

議員お話のように、当事者の方からは、小学生や中学生のときから悩みを抱え、職場でも差別や偏見により苦しい思いを抱いているとの話を伺うことがございます。県といたしましては、事業を進めていく上で、LGBTの方々の御意見を知ることが極めて重要なことであると考えております。このため、今後も当事者に直接お会いし、御意見をお聞きするよう努めてまいります。

次に、県有施設を活用してコミュニティスペースを開設してはどうかについてでございます。

LGBTの方は、自らのことを明らかにしていない場合が多いため、同じ境遇の方と交流する機会も少ないと言われております。そこで、既に設置している自治体にお話をお伺いすると、他人の視線を気にせず参加できる会場やLGBTのことをよく理解しているスタッフの確保など、運営上の課題を掲げておられました。また、なかなか利用者が広がらず、利用者を増していくということも課題の1つであると伺っています。県といたしましては、LGBTの方々の御意見を伺って、こういった課題の解消方法を探りながら、コミュニティスペースの開設について研究してまいります。

A.教育長

次に、御質問4、「性的マイノリティの人権保 障について」お答えを申し上げます。

まず、人権啓発DVDの活用状況の把握についてでございます。

性的マイノリティの児童生徒を支援していく ためには、性的マイノリティに対する学校現場 での理解を促進していくことが必要です。

県では、本年3月に人権啓発DVD「あなたがあなたらしく生きるために-性的マイノリ

ティと人権 - 」を市町村教育委員会と県立学校に配布いたしました。現在、市町村が独自に開催する研修会や学校内での教職員研修において活用が始まっており、全体の状況についても今年度末に調査する予定でございます。

次に、DVDの活用についてでございますが、来年度実施する全ての学校長を対象とした 人権教育研修会で、学校での積極的な活用を働き掛けてまいります。

今後とも、性的マイノリティの子どもたちの 人権を保障できるよう、校長などの管理職をは じめとした教職員への研修を充実させてまいり ます。

5 埼玉農業を守れ。TPPの批准に強 く反対し、農家への支援策の抜本的 強化を

Q. 柳下礼子議員

次は、「埼玉農業を守れ。TPPの批准に強く 反対し、農家への支援策の抜本的強化を」につ いてです。

埼玉県の農業従事者の平均年齢は68歳、私が中山間地農業の視察として訪れた小鹿野町は、更に平均71.2歳と高齢になっています。今、本気で手を打たなければ、埼玉の農業は自然消滅してしまいます。初めに、埼玉県の農業の未来を開くために、中山間地への支援は欠かせないと考えますが、知事の御見解をお示しください。

中山間地である小鹿野町でキュウリ農家を営むKさんは、大雪で農業用ハウスが倒壊しつつもなお、農業法人を設立して頑張っている方です。2013年4月1日に新規就農者と認定されました。しかし、独立自営就農時の年齢が45歳を半月越えていたので、年150万円の5年分、750万円の給付を受けることができま

せんでした。青年就農給付金の対象年齢をわず か半月過ぎただけで外してしまうというのでは、 余りにもしゃくし定規です。

青年就農給付金制度の原則 4 5 歳未満という 要件について、原則とされる理由。そして、そ の趣旨を生かしてなるべく柔軟に対応すること について。また、県単として対象年齢も更に引 き上げるべきと考えます。 3 点、農林部長の答 弁を求めます。

次に、中山間地の重要な産業であるコンニャ ク農家の さんに伺ったところ、「かつては3 00軒あったコンニャク農家も、今や25軒ま で減ってしまった。自分も、自分の畑だけでな く、やめてしまった方の畑4か所の管理も含め てコンニャクを作っている。30キロ5000 円というコンニャク芋で、何の支援策もない中 で続けていくのは本当に苦しい」とのこと。埼 玉県のコンニャクの収穫量は466トンで、2 0年前の4分の1です。お隣群馬県は、この2 0年間でほとんど収穫量を減らしていません。 県単で3分の1補助を行い、困難な中山間地農 業を独自に支援してきたからこそです。このま までは、埼玉県からコンニャク農家は消えてし まいます。まず、埼玉コンニャクを守る決意、 またその具体的対策、とりわけ県単での具体的 取り組みについて。

以上、農林部長の答弁を求めます。

11月、安倍晋三内閣は、TPP、環太平洋 連携協定関連法案採決を強行し、現在、国会を 延長してまで参議院での審議が進められていま す。埼玉農業の危機的状況を指摘してまいりま したが、TPPは、これを更に壊滅的に追い詰 めるものです。アメリカの次期大統領として、 TPPに反対しているトランプ氏が当選し、オ バマ大統領も任期中の批准を断念したと伝えら れています。アメリカが脱退してしまえば成立 しないTPPに対して、強権的に承認を進める 安倍内閣ですが、その姿勢について、知事の見 解をお聞かせください。

A . 上田清司知事

次に、「埼玉農業を守れ。TPPの批准に強く 反対し、農家への支援策の抜本的強化を」のお 尋ねのうち、中山間地域への支援についてでご ざいます。

農産物の生産のみならず、水源涵養など多面的な機能を有している中山間地域の農業の振興を図ることは、地域の活性化や県土の均衡ある発展を図る上からも重要だと考えております。中山間地域では、豊かな自然や気候などを生かし、イチゴ狩りなどの観光農業をはじめ、昼夜の温度差を生かした高品質なキュウリの生産、ユズなどの特産品を活用した加工品開発など、特色のある農業が展開されています。

引き続き、女性や高齢者を含め意欲のある農業者を積極的に支援し、地域の特性を生かした中山間地域の農業の振興を図ってまいります。

また、大学生の持つ新しい視点や行動力などの外からの力を活用する、「中山間ふるさと支援隊」に対しても助成を行っております。今年度は、10の大学が12の地域で遊休農地を活用した野菜づくりや獣害防止柵の設置などの活動を行っています。

今後ともこうした取り組みを総合的に実施し、 中山間地域の活性化につなげてまいります。

次に、TPPに対し強権的に承認を進める安 倍内閣の姿勢についてでございます。

物事には、プラスの面とマイナスの面がございます。TPPでは、プラスの面を極大化し、マイナスの面を極小化するのが重要だと考えます。そうした中で政府は、多くの方々の理解が得られるよう、国会で丁寧な議論を行っていただくことが肝要だと思っています。

私としては、TPP発効のいかんにかかわらず、本県においてもオランダのように儲かる農業が実現できるよう、しっかりと本県農業の競争力強化に取り組んでまいります。

A . 農林部長

御質問5、「埼玉農業を守れ。TPPの批准に強く反対し、農家への支援策の抜本的強化を」についてお答えを申し上げます。

まず、青年就農給付金制度の原則45歳未満 という要件について、原則とされる理由につい てでございます。

この給付金については、45歳未満で就農できる青年等が就農計画の認定を受けることが要件となっており、国は、この要件に合わない場合を考慮して、原則としています。国の要綱では、特別な事情で45歳以上の方を給付対象にしたい場合に、国と協議することとなっています。この特別な事情というのは、災害で就農予定時期がずれ込んでしまう場合や、高齢化が著しい地域で農業後継者がほかにいない場合などとなっています。

本県においても、国の要綱に基づき給付金制度を運用しているところであり、今後とも制度の趣旨を踏まえつつ国と協議を行うなど、可能な限り柔軟に対応してまいりたいと考えております。

議員御提案の県単として対象年齢も更に引き上げるべきについてでございますが、県の厳しい財政状況の中で新たな財政措置を行うことは極めて困難であると考えております。今後、本県の新規就農者の実情などを国へ丁寧に説明するとともに、原則45歳未満という要件の緩和について、国へ要望してまいります。

次に、埼玉コンニャクを守る決意、また具体 的対策、とりわけ県単での具体的取り組みにつ いてお答えを申し上げます。

議員御指摘のとおり、コンニャクなどの地域 特産物の振興は、中山間地域農業にとって極め て重要と考えております。このため県では、埼 玉県西北部特産協会を通じ、コンニャクなど地 域特産物の品質向上に対する補助を行っており ます。

また、今年度からオーダーメイド型産地づく

り事業において、コンニャクなど地域特産物の 生産から販売までの取り組みに対し支援を開始 しております。

今後とも、コンニャクなど地域特産物の生産 農家と連携を深め、生産技術の支援を行うなど により、地域特産物の振興に取り組んでまいり ます。

- 6 三富地域の安全と農業を守るために
- (1)三富の景観と豊かな大地を築き上げた伝 統農業を守れ

Q. 柳下礼子議員

続いて、「三富地域の安全と農業を守るために」のうち、「三富の景観と豊かな大地を築き上げた伝統農業を守れ」についてです。

落ち葉の敷き詰められた雑木林、短冊状に整然と区切られた地割、所沢市の中富、下富、三芳町の上富をはじめとする三富地域は、サツマイモ、ホウレンソウ、サトイモなど、全国かな出野菜産地です。この美しい景観と豊かな土地を作り上げたのが雑木林、この地域でではでいますが、「ヤマ」と呼んでいますが、「ヤマ」の落ちずれできた伝統農法です。現在、JAを中心に関発できた伝統農法です。現在、JAを中心に関係業遺産の認定申請を行い、まずは一次書類審査を通過しました。現在、80軒の農家がこの取農業遺産登録へ全力で支援をお願いしたいと思います。

しかし、農業遺産は農法の登録であり、落ち 葉堆肥農法に参加する農家の広がりが鍵です。 認定後も5年ごとに審査が行われ、認定取り消 しもあり得ます。9月に行われた「農」と里山 シンポジウムでは、シンポジストである農業後 継者が芋掘りなどの取り組みを紹介しつつ、「ヤマ」の伐採の方法、また間伐材の利用の仕方が分からないなど、伝統農法を続ける難しさを語っていました。このような後継者の声にどのように応えていくのですか。また、「ヤマ」を守るためには、税制面で雑木林を農地として扱うなど、更に国に要望すべきですが、農林部長の答弁を求めます。

A . 農林部長

次に、御質問6、「三富地域の安全と農業を守るために」の(1)「三富の景観と豊かな大地を築き上げた伝統農業を守れ」についてお答えを申し上げます。

まず、後継者の声にどのように応えていくのかについてでございます。

議員お話しの落ち葉を堆肥として利用する伝統的農法の根幹は、平地林を適切に管理することでございます。

このため、県や関係市町、関係団体などで構成する三富地域農業振興協議会において、平地林の管理作業を指導している専門家を招き、農家への指導と平地林の管理マニュアルの作成を進めております。また、協議会では、平地林の更新のため、県内木工作家との連携による木工製品の製造や、建材などとして利用を検討しているメーカーとのマッチングにも取り組んでおります。

県ではこれらの取り組みを支援し、伐採方法の周知や木材の利用促進に努め、平地林の適切な管理が進んでいくよう取り組んでまいります。

次に、税制面で雑木林を農地として扱うな ど、更に国に要望すべきについてでございます。

都市部の雑木林は相続税が高額であり、このことが開発用地として売却される原因となっております。三富地域の平地林では、適正な保全管理を具体化する森林経営計画を立てることにより、税制上の特例措置を受けることができま

す。県では、川越市、狭山市、ふじみ野市、三 芳町で約318ヘクタールの森林経営計画の作 成を支援し、税制上の特例措置を受けておりま す。

今後とも森林経営計画の作成を支援するとと もに、相続税課税評価の軽減や納税猶予の創設 など税制上の軽減措置について、引き続き国に 要望してまいります。

(2)地域の安全を脅かす三芳スマートインタ ーチェンジ大型車通行許可について

Q.柳下礼子議員

次に、「地域の安全を脅かす三芳スマートインターチェンジ大型車通行許可について」です。 昨年7月に国土交通省より、三芳インターチェンジのフル化と車種拡大の連結許可が決定されました。党県議団はこれまで、大型車の通行許可には、ふじみ野高校前をはじめとして道路の安全対策が間に合わないという理由から反対してきました。

さて、国土交通省は、昨年の連結許可の際に、 異例とも言える条件を提示しました。そこには、 「主要アクセス道の安全対策とともに、イン ターチェンジの工事開始時期までに連結のため に必要な工事を施行する土地の全ての所有者を 含む地域住民の理解を十分に得ること」という 文言があります。現在も、地権者の中には土地 提供を拒否している方がおられます。そこで、 県土整備部長にお伺いしますが、この連結許可 への条件にある所有者を含む地域住民の理解を 十分に得られたという状況にはないと考えます が、答弁を求めます。

A . 県土整備部長

次に、御質問6、富地域の安全と農業を守る ために」の(2)「地域の安全を脅かす三芳ス マートインターチェンジ大型車通行許可について、 お答えを申し上げます。

三芳スマートインターチェンジのフルインター化と車種拡大については、三芳町が利便性向上や地域の活性化等を目的に計画し、平成27年に国土交通省から連結を許可されております。県としても、円滑な事業進捗のためには、御質問の連結許可条件への対応は必要不可欠であると認識しております。

三芳町では、これまでも地域住民に対して地元説明会やホームページ、広報紙により内容の説明を行っており、現在は、用地測量を実施していると聞いております。

今後とも連結許可条件への取り組みにつきましては、申請者である三芳町をはじめ関係市などとともに、地元の皆様の御理解が得られるよう努めてまいります。

7 埼玉県の青年の未来のために、高等 学校給付制奨学金の創設を

Q. 柳下礼子議員

続いて、「埼玉県の青年の未来のために、高等 学校給付制奨学金の創設を」です。

今月4日、埼玉県内の学生や若者らが大宮駅東口に集まり、給付制奨学金の実現を求めて緊急行動を行い、私も参加しました。介護福祉士の26歳の男性は、「返済する奨学金が利息を含めて650万円に上り、50代まで返済しなければならない」と語っていました。埼玉県高等学校等奨学金制度も、最大で169万円の借入となります。このような重荷を社会人のスタートから背負い、不安定雇用や低賃金の中で長期にわたって返済を続けていかなければならないのです。現在、返済困難者は319人に上り、債権回収会社に回されています。

給付制奨学金を求める学生や保護者の声を受

けて、政府が給付制奨学金の具体化を検討し始めました。埼玉県でも給付制の高等学校等奨学金の創設を検討すべきと考えますが、いかがですか

予算特別委員会で村岡県議が取り上げ、奨学金に関する相談を受け付ける団体の一覧が県のホームページに掲載されるようになりました。しかし、そのページがどこにあるのか、余りにも分かりにくい状況です。 8000などが掲載されている各種相談窓口のページにそれを追加するなど、県民に分かりやすい改善を求めます。

以上2点について、教育長の答弁を求めます。

A.教育長

次に、御質問7、「埼玉県の青年の未来のために、高等学校給付制奨学金の創設を」について お答えを申し上げます。

まず、給付制の高等学校等奨学金の創設についてでございます。

現在、高校の授業料については、就学支援金制度などにより実質的な無償化が実現しております。また、生活保護受給世帯や非課税世帯の方に対しては、国からの補助金を活用し、返還不要の奨学のための給付金を支給しております。

それに加えて、本県の奨学金制度においては、一定の所得要件の下、希望される方全でが無利子で貸与を受けることができます。貸与上限額は全国トップレベルの水準となっており、家庭の学習費負担をほぼ賄える金額となっております。奨学金制度については、長期にわたり継続的かつ安定的に実施していくために、財源を確保することが重要でございます。そこで、御提案の給付制奨学金の創設につきましては、まずは現行の制度をしっかりと維持してまいりたいと考えております。

次に、奨学金に関するホームページの県民に 分かりやすい改善についてでございます。 経済的な要因などにより返還に苦慮している方に対しては、個々の状況に応じたきめ細かな対応をとることが必要でございます。そのため、貸与時や返還開始時に配布するパンフレットなどを通じて、返還に関する相談窓口などをお知らせしております。

また、県や金融機関では、返還が困難な方から相談があった際には返還猶予手続きの案内をするなど、個々の状況に応じたきめ細かな対応に努めております。

ホームページの掲載位置の分かりにくさについては、御指摘の意見を踏まえて早急に改善してまいります。

8 まだ間に合う!水の貯まらないダム= 思川開発からは撤退を

Q.柳下礼子議員

次に、「まだ間に合う!水の貯まらないダム = 思川開発からは撤退を」です。

国土交通省と水資源機構は、栃木県思川流域における洪水調節と首都圏及び栃木県南部の水需要確保を目的とした総額1850億円の思川開発事業を進めようとしています。開発の中核は、鹿沼市での南摩ダム建設です。

しかし、1964年の事業構想発表以来、南摩川は毎秒0.45㎡しか流れないことから、水の貯まらないダムと言われ続け、ほかの2つの川から水を引かなければなりません。この地にダムはもともと無理な話であり、本体工事は今日まで中断しております。

ところが、本年8月25日、国交省は事業の継続を決定しました。埼玉県は、この開発事業に治水分約14億円を支出しており、今年度は利水分約5億円も支出予定です。そこで質問ですが、このまま事業が進められた場合の県の負担総額について、どうなりますか。そもそも、

思川は埼玉県を流れる川ではありません。南摩 ダム建設による治水効果について、南摩ダムの 集水面積は思川流域のごく一部の1.6%程度 の面積に過ぎないと言われ、本県には何の効果 もないのではありませんか。

事業実施計画は、南摩ダムによって新たに最大毎秒3㎡の水源を開発し、水利権を持つ7団体で配分するというものです。その配分量と対価としての事業費では、栃木県は約64億円、北千葉広域水道企業団が約50億円で、埼玉県は毎秒1.163㎡で約139億円となり、事業費比率でも7団体中最大規模です。

何いますが、本県の県営水道の年間給水量は、水需要の減から毎年平均0.57%ずつ減り続けています。この実態に照らしても、1.163㎡の水源に139億円もの対価を負担する必要はあるのですか。今なら撤退は可能ではないでしょうか。埼玉県の未来に負担を押し付けない、この立場から撤退の決断をお願いします。

以上4点、知事の答弁を求めます。

A . 上田清司知事

次に、「まだ間に合う!水の貯まらないダム = 思川開発からは撤退を」のお尋ねのうち、県の 負担総額についてでございます。

思川開発事業の総事業費約1,850億円のうち、本県は治水分で約30億円、利水分で約139億円を負担することとなっております。なお、利水分のうち約60億円は、国庫補助金として実質的に国が負担することになっております

次に、南摩ダム建設の治水効果でございます。

南摩ダムは、思川の支川であります南摩川の 上流部に建設が進められ、南摩ダムを含む渡良 瀬川流域のダム群及び渡良瀬遊水池の洪水調節 機能は、渡良瀬川からの合流量が利根川に負荷 を与えないようにすることでございます。 水害のリスクを減らすことは、利根川等の沿川都県にとって重要であり、本県においても南摩ダムは治水計画上の効果があると考えております。

次に、水源開発に139億円も負担する必要があるかについてでございます。

今申し上げましたように、139億円のうち約60億円は国庫補助金でございますので、実質的な県の負担は約79億円でございます。

本県では、思川開発事業によって江戸川から 非かんがい期に取水するための暫定水利権を確 保しており、水道用水を供給する上で必要な事 業になっております。

また現在、利根川水系ではおおむね3年に1回の割合で渇水による取水制限が行われております。今後、10年に1回発生するほどの厳しい渇水時にあっても、水道用水を安定供給できる体制を築いていく上で、本事業への参画は必要だと考えております。

次に、撤退の決断をお願いすることについて でございます。

近年、異常気象によって集中豪雨や渇水など、予想もしない事態が発生しています。昨年9月に鬼怒川の堤防が決壊した関東・東北豪雨や、本年8月に北海道、東北を襲った台風被害などは記憶に新しいところでございます。

また、今年の春は暖冬で雪解けが早く、利根 川水系では異例に早い6月16日からの取水制 限が実施されました。こうしたことを踏まえる と、思川開発事業は本県にとって必要なものだ と考えております。県としては、関係1都3県 と連携し、思川開発事業の早期完成を求めてま いります。御理解をいただきたいと思います。

Q.再質問 柳下礼子議員

1点だけ再質問、伺います。

所沢市東川の浸水被害のところで、県土整備 部長よりもお答えありましたけれども、春日部

市が新方川、会之堀川流域における浸水被害軽 減プラン、こういうのを作っておりますけれど も、これには埼玉県、春日部市、それから住民 組織の検討部会構成員という形で検討会がある んですね。市とも検討していくということは、 120億円もかけて、もう水害には大丈夫だっ ていう、そういうね、地下にバイパス造って、 豪雨があったときには、そこに徐々に流してい くという形にしたものですけれども、実際には それが十分機能しなかったと。これは50ミリ 対応で造っているから、50ミリ以上いっちゃ ったからねっていう点で、春日部は、平成20 年の8月28日に最大時の時間雨量が89ミリ ということだったんですけれども、これと同じ ような形で、要するに50ミリじゃ水害はなく ならないから、それ以上のものを造っていくよ と、そういうことを検討していくよということ なのか、1点確認したいと思います。

それともう1つは、質問ではなくて確認なんですけれども、知事が、答弁について訂正いたしますと言ったことなんですけどね、1点目の頻発する豪雨被害に被災者生活再建制度の拡充をということで、安心制度が1度も適用されていないけれども、今志木市と飯能市については、現地を見て調査もしているので、その結果、適用していきたいというふうにとってよろしいんですか。確認です。

A . 県土整備部長

柳下礼子議員の御質問 1、「頻発する豪雨被害に、被災者生活再建支援制度の拡充を」の(2)「所沢市・東川の浸水被害対策を」の再質問についてお答えを申し上げます。

春日部市のプランでは89ミリ対応としているけれども、所沢の東川では50ミリを超える分についてどうかという御質問であろうと思います。このプランは、答弁でも申し上げましたとおり、計画の河川改修あるいは下水道整備を

行う以上のことを行うものではなくて、春日部市の場合は、50ミリを超える部分については、河川と下水で受けるのではなくて、春日部市独自の貯留管を埋設して、それで対応する。つまり、50ミリに対して89ミリですから、39ミリの部分については、そういう独自の対応を行うと。それに対して国から支援を受けるということでございます。

さらに、水防活動あるいは危険状況の周知、 そういったことを市と県で一緒に協力してやっ ていくということですので、所沢につきまして も、所沢市からそういうお話があれば、既にも う河川・下水道事業調整連絡協議会というのを 所沢市と作っておりますので、その場で十分に 協議をしていきたいというふうに考えておりま す。

A . 上田知事

柳下礼子議員の再質問にお答えします。

先ほども申し上げました両市の事例については、被災された方と地元の市が協議していますので、その結果を踏まえて適切に対応してまいります。

その後、私は念のために、協議の対象になっているということを申し上げたんです。きちっと協議をされていますよということを申し上げて、念を押したつもりでございました。

2 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年12月14日

委員長

その他に入る前に申し上げる。去る9月定例会の議運においても申し上げたが、改めて、一般質問の発言時間について確認する。発言時間は、先例により、1人30分以内となっている。各会派におかれても、改めて御確認いただくよう、よろしくお願い申し上げる。

田村委員

本日の一般質問に入る前に、御指摘していた だきたい議案がある。

昨日、企画財政部長が、永瀬議員のホームドアに関する質問に対する答弁において、このように発言している。「こうした状況を踏まえ、現在、地元川口市と協力して、川口駅、西川口駅、西川口駅、内の大下についての協議を、JR東日本は、駅市上では、駅市日付けでJR東日本は、駅ホームの安全性向上に向けた取り組みについて、大すると発表した。全く協議をしていない状況が露呈していることになる。このような、軽率な、全く協議をしていない、軽率な、全くはいることになる。このような、軽率な、全くはいることになる。このような、軽率な、全くはいることになる。このような、軽率な、全くはいることになる。このような、軽率な、全くは、質問通告書を出してもでいまう。議会軽視も甚だしいと思う。

はっきり言って企画財政部長は問責に値すると考えるが、きちっとこの辺を整理してから一般質問に入らないと、おかしい状況が埼玉県政に残ってしまう。改善を求めたいと思うし、企画財政部長にも弁明の機会を与えないとならないと思うので、御配慮いただきたい。

委員長

ただ今の田村委員の御指摘に関して、何か御 意見はあるか。

野本委員

田村委員の指摘が事実であれば、事実だと私 も思うが、そうであれば、異常事態である。

議会側は執行部の答弁は正しいものという前 提で質問を行っている。虚偽の答弁とまでは言 わないが、現状をきちっと調査しないで答弁し ているとすれば、ゆゆしきことであり、問責に 値する事態である。

ただし、そういうことがあったことについて、 弁明というか、どうしてそのようなことになっ たのかを聴く必要がある。事実と異なったこと を議会で答弁したとすれば弁明の余地はないの だろうと思うが、何かあれば聴いておいた方が よいと思う。

村岡委員

田村委員の発言により、そういうことがあったことを初めて知った。今、議運にさきの提案がなされたので、委員長として受け止め、事実関係の確認や弁明を聴くなどし、今後の議運で御報告いただきたい。その上で対応を協議するのがよいのではないか。

田村委員

私は、一般質問に入る前にこの問題について 決着をつけておかないと、今後の執行部答弁が 信用できなくなるという話をしている。

村岡委員

事実関係の確認をさせていただきたい。

委員長

このことについて、確認をさせていただく。

田村委員

企画財政部長も議運に出席しているのだから、 今、聴いてしまえばよい。

委員長

暫時、休憩する。

第2回

企画財政部長

ただ今、昨日の一般質問における私の答弁について、御意見があった。

私の方では、JR川口駅、西川口駅のホーム ドア設置について、川口市と協力しながら、県 として協議させていただいているという答弁を させていただいたと記憶している。川口市の方 からは、川口駅、西川口駅のホームドア設置に ついて、早期に設置していただきたい、具体的 には来年度是非、との御要望をいただいている。 それを踏まえ、私どもも、昨日答弁申し上げた ように、場合によっては財政的支援というのも 必要であるので、来年度予算案を編成するに当 たり、しっかりとJR東日本の意向を確認して いかなければならない、ということで、実際に JR東日本とやり取りをさせていただいている ところである。私自身がJR東日本とやり取り しているかというと、そういう形ではなく、担 当課の方でJR東日本と協議をさせていただい ており、答弁に当たり、担当課に、協議を行っ ているかどうかという事実を確認した上で、お 答えさせていただいているところである。

なお、今朝新聞に出ていたJR東日本の計画については、新聞をお読みになってもお分かりになるかと思うが、非常に長期の整備計画という形である。私が昨日答弁させていただいたのは来年度の、答弁では来年度とは申し上げなかったが、早期の設置ということで、特に西川口駅、川口駅について協議させていただいていると答弁したところである。

委員長

大宮 - 桜木町間の全てに設置するというのが 今朝の新聞であった。昨日の答弁の時点では、 必ず近い将来設置する、といった答弁があって もよかったのではないか。

田村委員

丁寧な答弁というか、うまい答弁をされたと思うが、これを私が問題とするのは、昨日・12月13日、一般質問と同日にJRが発表するという情報を知らない時点で協議などしていないのではないかと思ったためである。担当課が協議しているとの答弁だったが、これすら知らない。担当課長は国交省から来ており、国交省経由でこのような情報はすぐ入るはずである。知っていれば、2020年度末までにJRが整備する計画であると言えたはずである。それを知らなかったことが問題である。

企画財政部長

長期の計画の部分と、翌年度実際に事業を行うかということは、違うところがある。

野本委員

そうではない。短期と長期とを分けるのであ

れば、それを言えばよい。

企画財政部長

いずれにしても、協議をしている事実がない のではないかということについては、県として は協議を行っているので、昨日の答弁はその事 実をお話ししたものである。

野本委員

何を協議したのか。短期の、来年度予算に係ることを協議したのか。

企画財政部長

J R が京浜東北線について、山手線に次いで、ホームドア設置に向けて整備を進めていくという意向は、県として当然に把握している。また、昨日答弁申し上げたとおり、赤羽駅をはじめ都内、それから県内でもさいたま新都心駅と浦和駅で整備を進めていくといった状況についても、県は当然承知している。その上で、長い期間の中で、来年度どの駅にホームドアを設置できるかというところについて、協議をさせていただいた。このことについて答弁させていただいた。

野本委員

来年度川口駅に設置するかどうかを協議したということか。

企画財政部長

正式な意思決定に至るまでの過程において、 前提としてJRが京浜東北線の駅に対してホームドア設置を進める意向があるかということを 確認し、さらに最近は具体的に、川口駅及び西川口駅については早期に設置することが可能かということを、JRと協議している。

現在、来年度予算編成のために予算要求を上げている段階であるので、JRが来年度実施する可能性があるのかということについて、協議をしている。

野本委員

来年度に川口駅及び西川口駅にホームドアを 設置するかどうかについて協議した。それは来 年度予算を編成する上で必要であるからと。そ ういう答弁でよいか。

田村委員

永瀬議員は設置の見通しについて聞いている。 来年度設置できるかどうかを聞いているわけで はない。

村岡委員

田村委員の提案というのは、一般質問に対する答弁に虚偽があったのではないかということだと受け止められた。それがあれば問題だし、努力すれば知り得る情報を知りえなかったというのであれば、努力を求めていくことになると思う。新聞の報道がどういうことをいっているかということ自体も検討しなければならないが、我々にその材料がない。そういう意味では、この議運の中で、こういうことを繰り返していったら、答弁のたびにその真偽について議論することになる。検証ができない以上、今議論するよりも、この件については委員長が預かってはどうか。

田村委員

私は新聞報道に基づいて発言しているわけではない。JRの発表資料に基づいて言っているのである。情報収集が遅いというのもあるが、昨日の答弁は「協議を行っている」と言っており、協議を行っていればこんな情報は当然入るだろうと指摘している。

委員長

暫時、休憩する。

第3回

委員長

企画財政部長に申し上げる。答弁に当たっては、先ほどの議運で意見が出されたが、直近の 状況を踏まえ、正確な情報を報告するなど真摯 に対応するよう厳重に注意する。

第4回

村岡委員

協議に入る前に、議運について、一言提案がある。

先ほどの議運の中で、休憩中とはいえ、机を叩いたり、怒鳴り合ったりする場面があった。これは、議会の品位をおとしめるものにもなるので、当事者だけではなく、自分も含めて、議運の委員全員が、そういうことを慎むということを確認することが必要ではないかと思うので、提案する。

委員長

感謝申し上げる。その意見も踏まえ、この際、 申し上げる。

先ほどの議運において、井上航委員から、机 を叩く、暴言を吐くなど、休憩中とはいえ、議 運委員としての品位を欠く言動があった。

議運委員長としては、看過できない事態である。ついては、井上委員におかれては十分反省し、二度と同様の言動を行わないよう委員長として厳に注意する。先ほど、村岡委員からも発言があったが、皆様、議運委員として品位を保って、埼玉県議会のために御尽力をお願い申し上げる。

委員長

この際、執行部から発言を求められているの で、これを許す。

企画財政部長

企画財政部長一般質問における私の答弁について、先ほどの委員会において委員長より、また、委員会後に正副委員長より、改めて厳重なる注意のお言葉を頂戴した。お詫び申し上げるとともに、議員の皆様に最新の動向をお伝えすべく、今後とも誠意をもって対応させていただきたいと思っているので、御理解の程、よろしくお願い申し上げる。

委員長

予算特別委員会についてだが、先ほどの議運において、予算特別委員会設置要綱(案及び議会運営委員会決定事項(案)を配布させていただき、各会派におかれては、持ち帰り、検討いただいたことと思う。まず、予算特別委員会設置要綱(案)だが、案のとおり予算特別委員会

を設置することでよいか。

村岡委員

基本的にはそれで構わないが、この後、理事会が開かれて詳細を協議すると思うのだが、参考として意見を述べさせていただく。部局別質疑のときに、質疑者の希望があれば知事の答弁を認めるということを提案したいと思う。

委員長

念のため再度確認する。予算特別委員会設置 要綱(案)のとおり予算特別委員会を設置する ことでよいか。

<了承>

委員長

次に、議会運営委員会決定事項(案)だが、 先ほどの議運で、新たな御提案もあったので、 もう少し調整が必要かと思う。

小島委員

予算特別委員会の件を我が会派に持ち帰り検討したところ、発言時間を平等にするためにも、質疑時間は所属委員数で按分して、適正に配分した方がよいのではないかという結論に至った。

村岡委員

議会運営委員会決定事項(案)では、部局別質疑は、1部局当たり2時間30分で、会派別には各会派に10分配分し、残りを按分するとある。また、先ほど意見として、代表者会議を構成していない会派が10分を得るというのは

どうかということがあった。しかし、代表者会議に構成されていない少数会派も含めて、10分を割り振った上で按分するやり方を継続するべきだと考える。それが議会制民主主義の考え方の原則だと思う。

小島委員

村岡委員が指摘されたことについて申し上げる。議員はそれぞれの選挙区から投票によって選ばれてきているので、県民から選ばれてきた議員数に応じて、各会派に発言時間を配分するのが適当だという意見が、自民党では多数を占めた。そのため、今、発言をさせていただいたところである。

石川委員

おっしゃるとおり、平等にという観点からは、所属委員数で按分となる。昨年の状況を見ると、自民党にかなり配慮いただいていた。できれば、その配慮を今年も認めていただきたいと思う。

委員長

皆様の御意見を踏まえながら、正副委員長において、調整させていただいた上で、次回の議 運の際に、改めて御協議いただきたいと思うので、御了承願う。

< 了承 >

小島委員

確認だが、いつ協議を行うのか。

委員長

最終日・12月22日(木)である。

田村委員

その部分だけということでよいか。設置する ことについては了承されたということでよいか。

委員長

お見込みのとおり、議運決定事項(案)についてのみ最終日に協議する。

村岡委員

お配りいただいた議運決定事項(案)のうち、総括質疑の部分についてだが、2時間30分だったものを5時間とされているが、これには我が会派も賛成する。また、そこに各会派に10分を割り振るとあるが、質疑時間を倍にするのだから、自動的に配分時間も20分とすべきなのではないかと、私どもの意見として提案する。

委員長

持ち帰って、最終日に協議・決定していただ きたいと思う。

委員長

議事日程の確認についてだが、議事課長に説明させる。

<議事課長説明>

委員長

その他に入る前に申し上げる。請願に対する 討論についての申合せ事項ただし書に基づき、 討論を希望する場合には、特別委員会日・12月20日(火)午後5時までに、私宛てに申し出てくださるよう、よろしく御協力願う。

本件については、最終日・12月22日(木) の議運で御協議をお願いする。

委員長

その他の(1)次回議運の確認についてだが、 特別な事情のない限り、最終日・12月22日 (木)の朝、午前9時30分とすることでよい か。

<了承>

3 総務県民生活委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年12月16日

付託議案に対する質疑(総務部関係)

Q.村岡委員

- 1 第122号議案について、今回の改正の多くが消費税率引き上げ時期の変更に関わるものだが、この中で平成28年6月定例会で議決されたものを再び改正するのはどの部分か。
- 2 今後更に消費税率引き上げの時期が延長になった場合には、また改正を繰り返すのか。
- 3 第126号議案について、県土都市整備委員会に施設の内容はどこまで説明しているのか。
- 4 基本方針など今回の計画について、誰がい つ何を決めたのか。また、県民の意見をどの ように反映しているのか。
- 5 工事の監理については、第三者の専門家に よる監理が必要と考えるが、どのように考え ているのか。
- 6 第140号議案については、前進と後退の 面がある。給与改定については、全職員が引 き上げの対象となるのか。
- 7 年齢別で見ると、どれくらいの引き上げなのか。
- 8 第141号議案及び第142号議案について、扶養手当の見直しによる職員の影響について、年度当たり幾ら下がるのか。
- 9 育児休業と介護休暇はそれぞれどの程度利用されているのか、実績値を示されたい。
- 10 育児休業や介護休暇を取りたくても取れない職員がいると思うが、休業・休暇を取得しやすい職場づくりのためにどのようなことが重要と考えているか。

A.税務課長

1 平成28年6月定例会で議決された項目は、

- 資料3-1の2ページのイ(ア)の法人県民税の関係、(イ)の法人事業税の関係及び3ページの(エ)の自動車取得税の廃止と自動車税の環境性能割の導入である。
- 2 今後消費税率の引き上げが再度延長になった場合の取り扱いについては、今の時点では 明確にお答えしにくいが、基本的には消費税 率の引き上げに連動した制度なので、改正を 行うことになろうかと思う。

A. 公園スタジアム課長

- 3 9月定例会の行政課題報告において、EC I方式の採用、施工予定者を清水建設に決定 したこと、熊谷ラグビー場改修工事の施設の 概要を説明させていただいた。今回の契約案 件の内容は、県土都市整備委員会の各委員に 個別に説明させていただいている。
- 4 平成27年3月に熊谷ラグビー場がラグビーワールドカップの開催会場に選定され、平成27年6月に知事を含めた庁内会議において、観客席が2万4,000席でワールドカップ時は仮設席を設置し3万人規模とすることを決定した。施設の概要については、知事、県議会議長、ラグビー協会や商工会議所などの一般県民を含めた関係者が一堂に会するラグビーワールドカップ準備委員会にて了承を得ている。

ECI方式の採用に当たっては、知事まで報告の上で平成28年3月に都市整備部建設工事請負等業者選定委員会において決定した。平成28年7月に施工予定者として清水建設を決定し、設計業務を開始した。また、大屋根の設置や大型映像装置1基の取りやめについては、知事まで報告の上で決定した。

5 工事の監理については、建築の専門家に関

与していただき、しっかり進めることが必要 と考える。今後の工事、施工管理業務に当た っては、どういった形で発注するかも含めて 検討していきたい。

A . 人事課長

- 6 全職員が引き上がる。
- 7 給料は、若年層に重点を置いて引き上げることとしている。若年層とは、主に20代であり、例えば、初任給では、現行183,300円から1,500円引き上げ、184,800円とすることとしている。これは、0.8%の引き上げであり、50代課長級の平均の引き上げ率の0.1%に比べ、大きい引き上げ率としている。
- 8 平成30年度の制度が完成するときに、プラスとなる職員は、約61%、月額約4,00円のプラス、年額では、約4万8,000円である。マイナスとなる職員は、約37%、月額約4,600円のマイナス、年額では、約5万5,200円である。
- 9 平成27年度の実績で、育児休業の取得率は、常勤の女性職員が98.0%、男性職員が12.2%となっている。特に、男性職員の取得率は、平成25年度の5.7%からは伸びてはいるものの、女性職員に比べ低い値であり、個別に所属長や人事課から制度を周知するなどの取り組みを行っている。また、介護休暇は4人、短期介護休暇は52人の常勤職員が取得している。非常勤職員については、3人が育児休業を取得している。
- 10 休業・休暇を取得しやすい職場づくりに当たっては、育児や介護をしている個々の職員に対し、どのような制度が使用できるのかメニューを示すような個別具体的な取り組みと、職場全体に対する制度周知といった全体的な取り組みを組み合わせて実施することが重要であると考えている。

Q.村岡委員

- 1 第126号議案について、資料に建築一式 工事とあるが、一式工事以外の工事はどのよ うなものがあるか。また、その費用はどのく らいなのか。
- 2 スーパーゼネコンは下請けを全国から連れてくる。契約約款に努力規定があることは知っているが、県内下請けを使ってもらうためにどのような取り組みを考えているか。
- 3 参考に平面図・立面図・断面図をもらいたい。

A. 公園スタジアム課長

- 1 一式工事以外として、既存スタンドの改修 工事で建築工事、電気工事、機械工事などが ある。このほか、スタジアム周辺の外構整備 など、県内業者で対応可能な工事については 積極的に県内業者を活用していく。なお、そ の費用は3年の継続費で認めていただいてい る124億円の中で対応していく。
- 2 県内下請の活用については、積極的に配慮 していく。清水建設からは、県内下請の活用 について、最大限、配慮する旨の回答を得て いる。今後も機会を捉え、清水建設に対し、 県内下請の活用について要請していく。

委員長

ただ今、村岡委員からラグビー場の平面図・ 立面図・断面図についての資料要求があったが、 本委員会として要求することに異議はないか。

< 異議なし >

委員長

異議なしと認め、そのように決定した。執行 部におかれては、後ほど各委員に配布いただく よう願う。ほかに発言はあるか。

付託議案に対する討論

村岡委員

第122号議案及び第139号議案について 反対討論を行う。

まず、第122号議案について、消費税率10%への増税を前提とした改正は、増税を中止すべきとの立場から反対である。

次に、第139号議案について、県民の暮ら しはいまだに深刻なままであり、こうした中で の特別職及び教育長の期末手当引き上げには反 対である。

請願に係る意見(議請第7号)

村岡委員

採択すべきとの立場から意見を述べる。

未来を担う子どもちへの教育は、未来への投資である。ゆきとどいた教育を保障するために教育予算の増額を図ることは、優先すべき課題と考えるべきであり、公私格差は早急に解消しなければならない。よって採択すべきである。

4 環境農林委員会における柳下礼子県議の質疑

2016年12月16日

付託議案に対する質疑(農林部関係)

Q.柳下委員

- 1 森林整備推進事業費に1,066万6千円 の補正がある。この予算を生かすという意味 で、9月定例会で、会計検査院の指摘等につ いて、きちんと調べるように質問をした。そ こで、森林整備加速化・林業再生事業の事業 概要並びに会計検査院の指摘について対象年 度、事業内容、事業地及び事業主体を伺う。
- 2 会計検査院の指摘内容はどのようなものだったのか。また、補助金を過大に受給していたということで、全額返還すると思われるが、返還の見通しはどうか。
- 3 不当とされた補助金について、県としてどのような指導を行っているのか。

A.森づくり課長

- 1 1月7日に会計検査院から内閣総理大臣 に報告があった中で、本県で実施した森林整 備加速化・林業再生事業について、1件指摘 があった。対象年度は平成22年度から平成 26年度まで、事業内容は間伐が52.6へ クタール、作業道が1万1,611メートル、 事業主体はときがわ町にある協同組合彩の森 とき川である。
- 2 指摘内容は事業主体が実績報告の労務費等を過大に記載し、補助金を過大に受給したというもので、不当とされた金額は1,049万8,799円、そのうち、国庫補助金は998万2,146円である。不当とされた金額については、年内に彩の森とき川が県に返還し、そのうち国庫分については、年度内に林野庁に返還する予定である。
- 3 県としては、このような事態が起きたこと

を重く受け止め、今後このようなことがないよう、事業体への指導を徹底していく。具体的な再発防止策については、原因として事業体による事業の理解不足があり、県の検査、事業体への指導も不十分であったことから明書を入り、原則として2人以上で検査体制の見直しを行った。また、出納総務課から講師を招き、担当者を知り、といるように検査体制の見直しを行った。まからは、地域機関を表した補助金の確認調査と財務会に、地域機関の研修会を2回実施した。さらに、地域機関によるように発力にある。この結果を踏まえ、年度内に各事業体への指導要領、指導マニュアルを作成していく。

Q.柳下委員

- 1 国費と県費の割合については、どのように なっているか。
- 2 年度内に国に返還する見通しがあるということでよいか。

A.森づくり課長

- 1 平成24年度までは全額国費であったが、 それ以降の事業については、国費が95%、 県費が5%である。
- 2 事業体から年内に県に返還するとの話を頂いている。

柳下委員

しっかりお願いする。(要望)

2016年12月19日

所管事務に関する質問(「次世代技術実証・普及センター(仮称)」による実証・普及体制について)

Q.柳下委員

- 1 先日の常任委員会では、この問題の報告が 全くなかったので、附帯決議に基づいてどの ように事業を行うのかと思っていたところ、 委員長から、この報告のために本日委員会を 開催すると聞いた。通常であれば、資料も事 前に渡してもらって、ヒアリングなどの準備 をしている。執行部の対応がよく分からない が、なぜ先日の委員会で行政課題報告を行わ なかったのか。
- 2 私の地元所沢市では、大きなトマト農家があり、すごくおいしいトマトを作っている。 埼玉スマートアグリ推進事業について聴いたところ、「私はボイラーで温室を温めているが、料金が高い。イオンを応援するくらいなら、補助してもらえないのか」「久喜試験場は非常に遠いので、地元には何のメリットもない」という話をされた。データを一括管理していくとのことだが、各地域の一般のトマト生産農家にとって、具体的にはどのようなメリットがあるのか。

A . 農林部長

1 執行部の中で、次世代技術実証・普及センターの実証・普及体制についてしっかり議論して、やっと委員の皆様にお伝えする機会を頂けるような整理ができた。本当に大変恐縮であったが、このたび緊急に説明のお願いをさせていただいた。

A . 生產振興課長

2 実証・普及センターも含めて次世代技術の 研究を久喜試験場で行う。例えば、CO₂の 施用、細霧冷房を使った温度管理、ICTを 使ったこれらの統合的な制御などを実証して いく。また、これらの技術に加えて、新しい 資材の実証などもやっていく予定である。私 も所沢市の農家を訪ねて、いろいろとお話を 伺ったが、その中で「農家個人で新しい資材 や新しい技術を導入するのは非常にリスクで ある」、「県でこのようなことをやってもらえ るのは非常にありがたい」との話を頂いてい る。このようなメリットがあるほか、これら の技術が実証されて生産者の方へ普及できれ ば、収量の増加、品質の向上が図られると考 えている。また、場所が遠いという点につい ては、県内8か所にある各農林振興センター を通じて、また、農業技術研究センターの革 新支援担当とも連携を取り各農家の隅々まで 成果を浸透させたいと考えている。

Q.柳下委員

- 1 しっかり議論してきたとのことだが、その 議論は常任委員会までに何回くらいどういう 形でやったのか。また、主な論点について示 してほしい。
- 2 農林振興センターを通じて、農家の隅々まで成果が浸透するようにしていくとのことだが、収益が向上する保証はない。具体的にどのように行うのか。

A . 農林部長

1 この事業を実行していく際には、県がしっかり主体となって、主導的に生産農家の皆様

の声に応えていく必要がある。我々として も、生産者の声を丁寧に聴き、また、事業の 実施主体であるコンソーシアムの皆様にも声 を聴きながら、様々なことを検討してきた。 例えば、1年目にどういったものを作ってい くかなどいろいろなことを考えてきたが、や っと皆様の前で御説明できる段取りとなり、 このたび委員会を開いていただいたところで ある。御理解いただければと思う。 り組んでいきたいと思っており、県内生産者の 不安をしっかり払拭して、県内生産者が事業の メリットを享受できるように全力で取り組んで まいる。

A. 生產振興課長

2 例えば、農林振興センターごとに行なう研修会、それから生産者のところにおもむき、 そこでの指導を通じて広めていきたいと考え ている。また、久喜試験場は確かに遠いが、 見学していただく、また、実証・普及セン ターができるのでその場で解説する、という ようなことを通じて、農林振興センター・農 業技術研究センター革新支援担当が連携した 中でお示ししていきたいと考えている。

Q.柳下委員

トマト農家の方たちは甘くておいしいトマトを作るために、本当に頑張っておられる。しかし、イオンがこの大きな施設を作った結果、トマトの価格が低下して、一般の農家では競争にならないという状況になってしまったら、何のための次世代技術実証・普及センターなのかとなってしまうが、大丈夫なのか。

A.農林部長

先ほども答弁したが、今後コンソーシアムが 主体となり、県が主体・主導的な役割を担いな がら、県内生産者への実証・普及にしっかり取

5 福祉保健医療委員会における秋山文和県議の質疑

2016年12月16日

付託議案に対する質疑(福祉部関係)

Q. 秋山委員

- 1 県立児童養護施設である上里学園、おお 里、いわつきの防犯対策の内容と負担割合を 伺う。
- 救護施設の防犯対策の負担割合、内容、対象施設名を伺う。
- 3 心身障害者入所施設及び通所事業所の防犯 対策は、何施設に助成するのか。
- 4 防犯設備の1施設当たりの負担額はいくらか。
- 5 防犯設備を整備するための融資はあるのか。
- 6 設置した防犯設備のメンテナンス費用はどうなるのか。
- 7 防犯設備の助成は申請すれば、全ての施設が助成を受けられるのか。
- 8 幼稚園型認定こども園の防犯対策の強化への補助の具体的内容について伺う。補助を受ける事業者はどこか。また、国、市町村、事業者の負担割合、補助対象事業の内容はどのようになっているのか。
- 9 児童相談所一時保護所防犯対策・環境整備 事業では、一時保護所4施設の具体的整備内 容はどのようになっているのか。
- 10 県立児童自立支援施設である埼玉学園の防犯対策強化について、国の補助率と内容を伺う。
- 11 児童福祉施設等防犯体制整備事業について、 国の補助率と防犯対策の内容、対象施設と施 設数を伺う。
- 12 児童福祉施設等一時保護児童受入体制整備 事業について、国の補助率と整備の内容を伺 う。また、年度内執行は厳しいと思うが、繰 越しを予定しているのか伺う。

A . 社会福祉課長

- 1 各施設とも整備内容は共通で、防犯カメラ を6台、非常通報装置を7台ずつ設置する。 負担割合は国2分の1、県2分の1である。
- 2 負担割合は国 2 分の 1、県 4 分の 1、事業 者 4 分の 1 である。防犯対策の内容は防犯力 メラ 4 台の設置、対象施設は社会福祉法人西 熊会が運営する羽生園である。

A.障害者支援課長

- 3 入所施設は45施設、通所は89施設で、 合計134施設が対象となっている。
- 4 整備の内容により事業所の負担額は大きく 異なるが、入所施設は最大で約396万円、 最少で約12万円、平均すると約68万円と なる。また、通所施設は最大で約196万 円、最少は約8万円、平均すると約35万円 の事業者負担となる。
- 5 独立行政法人福祉医療機構に確認したところ、事業者からお話があれば相談に乗るとのことである。
- 6 防犯対策整備に関する補助金であるので、 整備した設備等のメンテナンス費用は事業者 の負担となる。
- 7 補助金は国の社会福祉施設等施設整備費補助金であることから、国に協議を行って採択された場合に助成を受けることができる。

A. 少子政策課長

8 事業者は春日部市、坂戸市のものがそれぞれ1つずつである。負担割合は、国が2分の1、市町村が4分の1、事業者が4分の1である。補助対象事業の内容は、フェンスを設置すると伺っている。

A.こども安全課長

- 9 一時保護所の防犯対策事業について、負担 割合は国2分の1、県2分の1である。この 事業により、4か所の一時保護所に、防犯力 メラ設置、窓ガラスへの防犯フィルム貼付 け、センサーライト、電子錠の設置などを行 う。防犯カメラは既に設置している一時保護 所もあるため、3か所の一時保護所に設置し、 予算積算上は合計で14台設置する。一時保 護所の環境整備事業について、負担割合は国 3分の2、県3分の1であり、中央児童相談 所と所沢児童相談所の2か所で実施する。具 体的には、中央児童相談所では静養室を改修 してシャワーとトイレを整備し、所沢児童相 談所では居住棟内の空いているスペースを改 修して個室スペースを2つ設置するものであ る。
- 10 埼玉学園の防犯対策の強化について、負担 割合は、国2分の1、県2分の1である。防 犯カメラを設置するほか、児童棟への防犯 フィルム貼付け、窓ガラスの強化を行う。
- 11 児童福祉施設等防犯体制整備事業について、 負担割合は国2分の1、県4分の1、施設負 担4分の1である。整備内容は、防犯カメラ の設置のほか、大型門扉、防犯灯などの整備 を予定している。対象施設数は29施設で、 児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、 ファミリーホームなどとなっている。
- 12 児童福祉施設等一時保護児童受入体制整備 事業について、負担区分は国3分の2、県1 2分の1、施設負担が4分の1となってい る。2つの児童養護施設において、それぞれ 6人、合計12人の定員で考えている。具体 的には、既存の空いているスペースに、玄関 の新設や、間仕切りの補強、照明の追加など を行う。執行については、厚生労働省の交付 決定後、速やかな事業の執行に努め、年度内 に執行する予定である。

付託議案に対する質疑

(保健医療部及び病院局関係)

Q. 秋山委員

- 1 オプジーボが皮膚がんから肺がんへ適用拡大されたことにより、増加した対象人数はどうなっているのか。
- 薬価差益1.51%はどのように決められているのか。
- 3 通常2年ごとに薬価の見直しがあるが、オ プジーボの薬価の見直しはどうなっているの か。
- 4 医療型障害児入所施設の整備内容はどのようなものか。
- 5 部局長級の扶養親族が子に限定されること について、対象人数、従来の手当額、経過措 置の内容、年間の減少額はどのくらいか。
- 6 介護時間の新設とは何か。介護時間は何時間でも取れるのか、対象となる要介護者は誰で、給与の減額の算定基準と方法はどうなるのか。
- 7 部分休業の対象となる子の範囲の拡大で、認知した婚外子は対象となるのか。
- 8 給料表の引き上げの対象となる人数、給料 の引き上げ率、平均引き上げ月額はどのくら いか。また、給料表の引き上げの総額と勤勉 手当の引き上げの総額はどのくらいか。
- 9 抗インフルエンザウイルス薬の購入は国の政策であるが、費用負担はどこになるのか。
- 10 廃棄される薬は何人分でその処分費用の負担はどこになるのか。
- 11 先の答弁にあった備蓄薬の価格のパーセンテージは、割引率でよいのか。

A . 経営管理課長

1 循環器・呼吸器病センターとがんセンター でオプジーボを使用している。がんセンター では皮膚がんへの使用は月1人から2人だっ

- たが、現在は肺がん患者さん39人にも使用 している。また、循環器・呼吸器病センター では肺がんの患者さん15人に使用している。
- 2 薬品の購入に当たっては、年度当初に契約 を結んでいる。 この契約単価と薬価の差が 1.51%である。
- 3 適用範囲の拡大により国の医療保険財政を 圧迫することから、市場拡大再算定ルールを 適用して薬価を改定することとなった。オプ ジーボの薬価を来年2月から50%下げる方 針が了承されている。
- 5 扶養親族が子に限定される対象の職員は、 病院局の部局長級職員5人である。現在の手 当額は配偶者が13,000円、子が6,5 00円、父母等が6,500円である。経過 措置の内容は、まず、配偶者に係る扶養手当 額は現在の13,000円が、1年目は10, 000円、2年目は6,500円、3年目は 3,500円、4年目にゼロになる。父母等 に係る扶養手当額は、現在の6,500円が 2年目まで同額で、3年目は3,500円、 4年目以降はゼロになる。また、子に係る扶 養手当額は増額であり、6,500円が1年 目は8,000円、2年目以降は10,00 0円となる。今回の見直しで、現在の職員の 扶養の状況が変わらないという仮定で試算す ると、平成28年度と最終形である平成32 年度との比較では、年間で約28万8,00 0円の減額となる。
- 6 就業環境の整備の観点から育児・介護休業 法が改正された。連続する3年間で1日最大 2時間まで始業時刻又は終業時刻と連続して 取得ができる。対象となるのは、職員の配偶 者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及 び兄弟姉妹である。加えて、職員と同居して いる父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、 子の配偶者、配偶者の子である。減額の算定 基準は、勤務しない1時間当たりの給与額を 減額する。

- 7 認知により親子関係が発生するため、同居 し養育していれば、現行の制度でも部分休業 の対象となる。
- 8 引き上げの対象となる人数は2,289人、引き上げ率は平均0.2%、平均引き上げ月額は572円の見込みである。また、給料表の引き上げによる今年度の引き上げの総額は約1500万円、勤勉手当の引き上げによる今年度の引き上げの総額は約1億円の見込みである

A.小児医療センター建設課長

4 現保健発達棟を医療型障害児入所施設及び療養介護事業所として活用するための改修工事を行う。主な改修工事の内容は、1階を病室60床及び外来診察室に改修、2階をリハビリ施設及び管理施設に改修、ストレッチャーを乗せられるエレベーターの増設浄化槽の新設、耐震性のない講堂棟を解体して行う車寄せの整備などである。なお、講堂棟にはアスベストが含まれているため、解体に当たっては適切に処理する。

A . 疾病対策課長

- 9 県の予算では一般財源となるが、本年1月 の備蓄方針に係る国の通知の中で、地方財政 措置されている旨の記載がある。
- 10 廃棄は29万人分で11万3千円の費用がかり、県の一般財源で負担した。
- 11 割引分でいえば、ラピアクタは68%引き、 タミフルドライシロップは34%引きである。

Q. 秋山委員

備蓄する薬剤の財源は、国からの財政措置ということでよいか。

A . 疾病対策課長

地方交付税で措置されると聞いている。

6 文教委員会における前原かづえ県議の質疑

2016年12月16日

付託議案に対する質疑

Q.前原委員

- 1 名栗げんきプラザについて、新たに高齢者のための「名栗シニア自然塾」という事業が提案されたことは良かったと思う。名栗けんきプラザでは、平成28年12月23日から25日にかけて、クリスマスパーティを計画している。人数が集まらないので再度募集を行っている状況であったが現状を伺う。募集をしても余り集まらない背景は、降雪時などのアクセスへの配慮が十分ではないことだと考えるが、その対応は指定管理者が行うのか。
- 2 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部改正について、介護時間の取得期間が 連続3年の期間となっている。この3年間と いう期間を設けた意図は何か。また、これま で介護休暇を取得した人数を把握しているの であれば教えてほしい。
- 3 制度があっても休暇が取得しづらい背景があるのではないか。職場が忙しくて取得できず、取得しても、職場が全面的に応援しようという状況にはなっていない。介護には経済的負担もあるので休暇を取得しても給料が出ないことで、家計は苦しくなる。このことに関する検証や考え方について伺う。

A. 市町村支援部副参事

1 クリスマスパーティの主催事業についての情報はまだ入っていない。アクセスについては、名栗げんきプラザは山の中腹にあるので、大雪のときには苦労をしている。天候不順には、臨機応変の対応ということになるが、基本的には指定管理者が主体となり、地元自

治体と連絡を取り合い対応する。大きな対応 になる場合は、県も対応する。

A . 県立学校人事課長

- 2 連続3年間の期間については、国家公務員の一般職の法律に準じ、期間を改正することとなった。介護休暇の取得人数については、高校、特別支援学校、県立中学校の全ての県立学校教職員の平成24年度から平成27年度の4年間での平均になるが、毎年20名程度である。
- 3 取得しづらい背景については最も注意を 払っているところである。制度が整っても休 暇取得ができないのでは「絵に描いた餅」とを 考えていく。取りづらい雰囲気がある職場 ついては、校長のリーダーシップにより、 でに係る休暇等を取得しやすい雰囲気を作っていく。様々な会議を通じて周知をする。 お、制度の定着が進むと、職場の中で業務が 回りにくくなることも想定されるため、 の勤務状況を見ながら、将来的には人の手当 てなども考えていきたいと思う。無給にな っとについては、国に準じて行っていること から、御理解いただきたい。

A. 小中学校人事課長

2 小中学校では、平成26年度は33名、平成27年度は31名である。

請願に係る意見(議請第6号)

て、請願の採択を求める。

前原委員

紹介議員の立場から、採択を求め発言する。

請願の趣旨は、教育予算の増額、35人以下 学級の実現、教職員の増員、教育費の父母負担 の軽減、障害児の教室不足解消と5点にわたる ものである。県内では、独自の取り組みで少人 数学級を実施している自治体が、平成26年度 では、12自治体ある。全国では、国基準かつ 埼玉県基準以上の少人数学級実施都道府県数が 43にのぼり、今年度からは、富山県、秋田県、 島根県、鹿児島県が実施に踏み切っている。小 学校3年生は成長の節目であり、教育課程も大 きく変化する時期、いじめや不登校の表れやす くなる時期でもある。子どもの数も減少してい る今、僅かな教育予算増で35人学級を計画的 に進められるときである。1人の教員が教える 子どもの数が減れば、より丁寧に教えらえるこ とは明白である。全国の学習状況調査を比較す ると埼玉県の子どもたちは家庭学習が低いとい われている。それは丁寧に子どもの家庭学習に 対応できる保護者の生活環境にも起因してお り、さらに、教職員の多忙さにより家庭学習の 指導まで手が回らないのである。

少人数学級は、担任の目が家庭を含め1人1 人にまで届く可能性を広めると思う。昨年の請 願の審議の際、そして本日の請願の審議の際、 教育長は、第1項の教育予算を増額することに ついて、必要な教育予算の確保に努めると発言 した。第2項の35人以下学級の実現について も、各学校の実績に応じた教員配置ができるよ う定数を確保する、そして特別支援学校の過密 解消にも触れている。そのことで、適切な対応 が既にされているからと請願を不採択とするの ではなく、一歩前へ進める、議会として後押し の意味も含めて、採択すべきと考える。ゆきと どいた教育を進めてほしいという7万人を超え る署名には、その願いが込められている。よっ

7 5 か年計画特別委員会における秋山文和県議の質疑

2016年12月15日

付託議案に対する質疑

(「分野 未来への希望を実現する」)

Q. 秋山委員

- 1 きめ細かな少子化対策の推進には、若者の 貧困の解決が課題である。施策 0 1 では、「子 育て家庭の経済的負担の軽減」と記載されて いるが、主な取り組みである「若者の就業支 援」については具体的内容が弱いのではない か。
- 2 子育て世代包括支援センターを埼玉版ネウボラと呼ぶのはなじまない。県民にどう理解してもらうのか。また、整備促進とあるがどう整備促進するのか。整備数の目標はあるのか。
- 3 「合計特殊出生率」を施策指標とすることで、未婚や子どもを望まない夫婦、子どもを望みながら授からない夫婦など、精神的につらい思いをする人もいるのではないか。現行5か年計画にはないが、なぜこの指標にしたのか。
- 4 国は主婦の6割に働いてもらうことを目標 としているが、待機児童ゼロとするには、ど のくらいの保育所の整備が必要と考えている か。
- 5 施策指標「児童虐待死亡事例」について、 平成23年から平成27年で3件という捉え 方は行政として不十分である。中川委員から 頂いた資料では13件とあった。県警が関与 した狭山の死亡事件は、3件の中に含まれて いるのか。
- 6 施策指標「がん検診受診率」については、 国の目標を踏まえて5つのがんを一律に50 %の目標としていると思うが、がんの種別ご とに変えないで一律とするならば、女性特有

がんの対策を計画に記載すべきと考えるがど うか。

- 7 施策指標「75~79歳の要介護認定率」 の目標の根拠に「後期高齢者数の増加率が高 いことから、今後は要介護認定率の上昇が見 込まれる」とある。同じ世代であれば、認定 率は変わらないと思うが、この説明はどのよ うな意味か。「未満」という、現状値を上げな い目標では、情けなくないか。
- 8 介護保険制度発足後、今までに2回ほど要介護認定の基準が変わり、そのたびに認定率が低く出るようになったと聞いているが、どう考えているか。
- 9 訪問看護職員数の参考指標について、平成 32年末の2,280人はどのように算出し たのか。
- 10 施策 0 5 の主な取り組みに「地域の実情を踏まえた特別養護老人ホームなどの整備」とあるが、定員を何人分増やすのか。
- 11 地域包括ケアシステムの肝は定期巡回・随時対応型訪問介護看護である。極めて採算性が低く、新たに参入する事業者が見つからず、サービスが提供されている自治体は1割程度しかないと思う。施設や病院から在宅へと言われても家庭の介護力には限度があるので、これでは地域包括ケアシステムは夢のまた夢である。このような事態をどう考えるか。
- 12 施策 0 6 の主な取り組みの中で、「経験・能力に応じた賃金体系の導入など給与改善の促進」とあるが、介護報酬が引き下げられた中で、どう実現していくのか。

A.就業支援課長

1 若者が正規職員として就職し、生活の基盤 を固めることは、少子化対策にとっても重要 であると認識している。県では、ヤングキャリアセンター埼玉を設置し、職業相談や就職支援セミナーなどを実施して、若者の就職支援を行っている。昨年度は、2,061人が就職し、そのうち1,268人が正規雇用である。また、正規職員などの経験が少ない若者を対象に、紹介予定派遣の手法を活用し、企業での実習を組み合わせた正規雇用化事業なども行っている。今後とも、若者が正規職員として就職できるよう、しっかりと支援に取り組んでいきたい。

A.健康長寿課長

2 ネウボラはフィンランドの言葉で「アドバイスをする場所」という意味である。フィンランドで定着し、その取り組みにより合計特殊出生率を高い水準で維持している。子育て世代包括支援センターでは、母子保健コーディネーターが妊娠期から子育で期まで切れ目ない支援を行う。実施主体は市町村である。名称については各市町村が自由に親しみやすい名称を付けることが可能である。例えば、「子育て支援ルーム」、「市ネウボラ」などがある。各市町村で広報誌や保健センター便りなどで周知してもらいたい。

整備促進については、国と県と市町村で3分の1ずつ財政負担をすることになっており、県としては財政面での支援と、先進事例の紹介や研修などにより整備促進を支援していく。国では平成32年度末まで全国の市町村に設置することを目標としているが、県では平成31年度末までに全市町村に設置することを目標にしている。

A.こども安全課長

5 狭山市の事案には児童相談所は関わってい なかったことから、この3件には含まれてい ない。今回の計画案においては、県の取り組 む施策の成果指標として、児童相談所が対応 したものについてを目標としている。虐待防 止の啓発や虐待の早期発見を通じて、最終的 に死亡事例をなくすことを目指していきたい。

A. 少子政策課長

- 1 少子化の原因として、仕事と子育ての両立ができるような支援が十分でない、教育費の 経済的負担が大きいといったことが考えられる。経済的負担の軽減としては、例えば多子 世帯への保育料軽減を行っている。
- 3 結婚や出産は個人の自由な意思によるということが大前提だと考えている。県民の子どもを持ちたいという希望を実現する目標に向かって、そのプロセスとして「合計特殊出生率」を設定した。
- 4 現在の保育の利用率と、女性の就業率が高まっていく中で保育の申込数がどれだけ伸びていくか、伸び率を見ながら整備をしていかなくてはならないと考えている。県の特徴として幼稚園を利用している方もかなりいるという状況も含め、市町村の整備計画も踏まえた上で、市町村と調整しながら、待機児童ゼロに向けて必要な整備量も見込んで整備を進めていく。

A. 地域包括ケア課長

- 7 基本的には同じ世代であれば認定率が変わることはないはずだが、認定率が上がるという統計もある。いずれにしても、今後はほぼ横ばいで推移するものと見込んでいる。「未満」とは、とにかく要介護になる人を1人でも少なくしたいという思いを込めたものである
- 8 認定の基準は直近では平成21年に改定が行われた。その内容は、例えば、従来あいま

いであった基準を具体化したり、認知症の介護への影響を配慮したりしたものであり、認定率を低くするためのものとは認識していない。

11 24時間定期巡回は、地域包括ケアシステム構築に当たっての重要なサービスであり、現在の5か年計画では全市町村への普及を目標としている。しかし、看護師の不足や事業開始初期の赤字の問題などがあり、思うように広がっていない。平成28年10月1日時点では36市町村で実施されている。

A . 疾病対策課長

6 女性特有がんの対策は、現在のがん対策推 進計画でも取り組みを推進している。がん登 録のデータでは若い女性の罹患率が高いとい う傾向が出ている。女性が検診を受けやすい 環境整備は必要であり、実施主体の市町村支 援を行っている。来年度にがん対策推進計画 の見直しをするので、しっかりと対応してい きたい。

A . 医療整備課長

9 9月定例会で御承認いただいた地域医療構想において、2025年の在宅医療のニーズを推計しており、これを踏まえて、平成32年末に訪問看護職員が2,800人必要と算出した。毎年同数の増加を目標とする。

A . 高齢者福祉課長

10 特別養護老人ホームの定員数は、介護保険 法の規定により老人福祉圏域ごと、年度ごと に3年を計画期間とする高齢者支援計画で定 めることとされている。現行計画は、平成2 7年度から平成29年度までを計画期間とし ており、平成29年度に、平成30年度から 平成32年度を計画期間とする次期計画を策定することとなる。市町村においては、県町村介護保険事業計画を策定することとなる。その際、基本的な考え方や特養の利用者数を見込むする。その際、基本的な考え方や特養の利用者というである。次期計画の特養の下である。次期計画の特養の定員数を定めることになる。こうしたというでは、入所希望者数の動向や市らのなどを踏まえ、広域的な観点からになる。こうとになる。こうしたことになる。こうしたことになる。こうとになる。こうになることになる。こうとになる。こうとになる。は、現時点で県が特養の定員数を定めることになる。こうとになる。は、現時点で県が特養の定員数を定めることになる。は、現時点で県が特養の定員数を定めることになる。は、現時点で場が特養の定員数を定めることを観さない。

12 介護職員の資格や経験、能力に応じて給与 が向上していく賃金体系に移行するよう、県 が作成したモデル給与表の導入を介護事業所 に働き掛けていく。また、介護職員の処遇改 善加算は平成21年度に交付金制度として創 設され、平成24年度に介護報酬上の制度に 移行した。平成27年度の介護報酬改定によ リ月額1万2,000円増額され、国の試算 では介護職員1人当たり月額最大で2万7, 000円となっている。この加算の拡充によ り県所管の介護事業所における介護職員の給 与は平成26年度に1万6,883円の改善 であったものが、平成27年度には2万8, 668円と更に改善された。給与の改善は、 介護職員の確保・定着にとって極めて重要で あると認識している。

Q. 秋山委員

1 非正規雇用対策について、改めて伺う。少子化対策には、4割にも及ぶ非正規雇用対策が重要である。フランスは給付制度を充実させたことで出生率が回復した。経済的な支援をしないと少子化に歯止めがかからないと考えるがどうか。

- 2 ネウボラについては県民に分かりやすく説明するようにしてもらいたい。(要望)
- 3 合計特殊出生率を指標とすることで傷つく 方が多くいる側面があることを認識すべきだ と思うがどうか。
- 4 待機児童は、国の施策や社会経済情勢に左 右されるので、ゼロにするのは非常に積極的 な目標であるということを確認しておく。

(意見)

- 5 この計画案のままでは、県内で児童虐待死 亡例が過去に3件しかないと県民が誤解する。 県内の虐待死が5年間で13件あるのに、県 が関与したのが3例しかないことが異常であ る。児童相談所が関与しなくても全県で死亡 事例をなくすという認識を持つべきではない のか。
- 6 定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供している事業者は黒字化できているのか。
- 7 5か年計画では特別養護老人ホームの整備 数を示せないとの答弁であったが、目標がな くても待機者はゼロにできるのか。

A. 就業支援課長

1 委員御指摘のとおり、非正規雇用者は約4割である。その中でもやむを得ず非正規で働いている16.9%の不本意非正規雇用者の支援が重要であると認識している。このため、正規雇用に向けた就職支援のほか、職場での非正規雇用者の処遇改善も必要である。国や県だけでなく、経済団体、労働組合を構成員とする埼玉県公労使会議など、労使とも連携して対応していきたい。

A. 少子政策課長

1 フランスは国策として税制、手当を打ち出 している。県としては、保育料の軽減や私立 学校の父母負担軽減などで保護者の負担を減

- らしていく。育児の精神的な負担軽減も含め 子育てしやすい環境づくりをしていくことが 少子化対策につながるものと考えている。
- 3 合計特殊出生率については、いろいろな考えがあると認識している。この指標は、希望をかなえることを応援していこうというものである。

A.こども安全課長

5 計画案では、施策指標は県の児童相談所が 対応したものとしている。あずかり知らない ということではなく、最終的には虐待死をゼ ロにしていくことを目指していきたい。

A. 地域包括ケア課長

6 事業開始直後は赤字が出るので、事業者は 参入を躊躇してしまう。そこで、参入時の備 品購入費や事業開始初期の運営費について補 助をしている。さらに、経営の手引きを作成・ 配布することで、事業者の参入の障壁を下げ るなどしている。引き続き全市町村でサービ スが提供されるよう努力していく。

A . 高齢者福祉課長

7 来年度に入所希望者調査を行うとともに、 次期高齢者支援計画の策定の際に市町村の意 向等を把握する。

Q. 秋山委員

- 1 虐待死について、児童相談所や県警が関与 する、しないにかかわらず、ゼロにするとい う回答を頂いたという認識でよいか。
- 2 特別養護老人ホームの待機者は市町村の計画を積み上げればゼロになるのか。

A.こども安全課長

1 計画案のとおりの考え方である。

A. 高齢者福祉課長

2 来年度調査するので御理解賜りたい。

付託議案に対する質疑

(「分野 生活の安心を高める」のうち基本目標「医療の安心を提供する」)

Q. 秋山委員

- 1 施策 0 7 の主な取り組みに、「新たな国民健康保険制度への円滑な移行のための収納率向上などの市町村支援」があるが、具体的に何をするのか。埼玉県は滞納国保税の差し押さえ金額の総額が日本一、1 件当たりの差し押さえ金額が 2 位である。差し押さえの強化が市町村支援の内容なのか。
- 2 県立病院の病床利用率について、県立病院が紹介患者や高度急性期を担うことと経営とのバランスをどのように取るかの見解について伺いたい。また、4病院の病床利用率を一緒にすることには無理はないのか。
- 3 施策 0 8 の主な取り組みに「大学附属病院・医学系大学院などの整備支援による医師確保」があるが、順天堂大学附属病院については既に目途が立ったと思う。この取り組みは、ほかの大学附属病院も対象にしたいということなのか。また、医学系大学院とは具体的にどのような構想なのか。
- 4 施策09の施策指標である「ジェネリック 医薬品の数量シェア」の目標値を達成した場 合、医療費の抑制にはどの程度の効果を見込 んでいるのか。

A . 国保医療課長

1 県は、市町村国保を支援するため、3年ご とに支援方針を定めている。方針に基づき、 例えば、収納率向上については、県特別調整 交付金により収納対策に係る経費や口座振替 の促進などの取り組みを財政支援するほか、 市町村職員を対象とした研修会の実施、実地 による指導・助言により、人材育成やノウハ ウ提供を行っている。平成26年度当初の本 県の滞納総額は約975億円で、全国第2位 となっている。全国的にみて、滞納総額が多 い都道府県は差し押さえ金額も多くなる傾向 にある。差し押さえは、税を納めることがで きるにもかかわらず納めない世帯を対象に行 っており、納税が困難な世帯についてはきめ 細かく個別に相談の上、減免等個々に応じた 適切な対応を行うよう指導・助言している。

A . 経営管理課長

2 急性期を担う民間の総合病院等は80%を超える病床利用率を維持しているところもあると聞いている。救急を受け入れている循環器・呼吸器病センターでも、結核病床を除く、高度急性期や急性期を受け入れる一般病床では80%を超えている。県立4病院は、それぞれ違った専門病院であり、病床規模なども異なっている。しかしながら、病床利用率の指標は、県民に県立病院を十分に利用していただくという視点でまとめている。また、他県との比較や民間との比較もできるので無理はないと考えている。御理解いただきたい。

A.保健医療政策課長

3 主な取り組みは、県が募集して採択した順 天堂大学附属病院及び併設する医学系大学院 を指すものである。医学系大学院を併設する のが募集要件の1つなので、医学系大学院に ついて単独の構想というものはない。

A. 薬務課長

4 厚生労働省の資料によると、ジェネリック 医薬品の数量シェアが80%になったとき、 医療費は約1.3兆円の削減効果があるとあ る。これを基に埼玉県における効果を大まか に試算すると、約670億円の医療費削減効 果があると把握している。

Q. 秋山委員

- 1 埼玉県は滞納国保税の差し押さえ金額の総額も1件当たりの差し押さえ金額も多いと認識しているということか。また、過度な差し押さえはしないということでよいか。
- 2 以前、県議会では県立大学に医学部を設置 するべきとの旨の決議を行ったが、どう生か していくのか。

A. 国保医療課長

1 本県は滞納国保税の差し押さえ金額が全国 第1位、1件当たりの差し押さえ金額が全国 第2位となっている。差し押さえについて は、市町村では無理なことをするのではなく、 高額な案件などを中心に実施している。

A . 保健医療政策課長

2 現行の5か年計画で位置付けられた県立大学への医学部設置については、この5年間調査検討を進めてきた結果、巨額の建設費がかかるなど様々な課題があることが分かった。国は東日本大震災以降、特例で認めた例はあるが、原則として医学部の新設を認めない方針を依然として変えておらず、新設は困難な状況である。現在、国では、今後の医学部の

定員について検討を始めており、その動向を 注視しながら、引き続き国への要望は継続し ていきたい。

Q. 秋山委員

県立大学に医学部を設置するべきとの旨の決議は、現在も生きているという位置付けでよいか。

A . 保健医療政策課長

県議会の決議議決の下で我々は仕事をしている。 御理解いただきたい。

8 自然再生・循環社会対策特別委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年12月20日

Q.村岡委員

- 1 アユが棲める水質の河川割合が89%とのことであるが、この割合とはどのようなものか。
- 2 全体の河川でどこまでアユが遡上しているのか。
- 3 魚道について、堰の数だけ魚道の整備が必要なのか。また、魚道を整備した箇所の遡上 状況の効果をどう把握しているのか。

A . 参事兼水環境課長

1 BODについては毎月決まった河川、地点で測定を行い、年平均値で評価をしている。 94地点のうち84地点で1リットル当たりのBODが3ミリグラム以下となった。

A.農村整備課長

- 2 当課では、全体の河川について把握していない。
- 3 農業用取水堰を設置したときは、上下流の 高低差は余りなかった。その後、高度経済成 長期に河川の砂利採取が行われ、堰の下流の 河床が低下し、高低差が生じた。そのため、 魚の遡上ができない箇所について、川のまる ごと再生事業で入間川の6か所、高麗川の1 か所に魚道を設置し、魚の遡上を可能にし た。効果については、水産研究所と協力し、 遡上調査を実施した。アユの脂びれを切って、 堰下流で放流し、その後堰上流で捕獲するこ とにより遡上を確認している。造成した全て の魚道で遡上が確認できた。

Q.村岡委員

指標としてアユの遡上はハードルが高い。タナゴが川に戻ってきたとかサケの遡上といったような県民に分かりやすい説明をするべきである。タナゴの生息状況やサケの遡上については把握しているのか。

A . 農村整備課長

当課では把握していない。

9 公社事業対策特別委員会における金子正江県議の質疑

2016年12月20日

Q. 金子委員

- 1 埼玉新都市交通に何点か伺いたい。集客力 の強化について、具体的にどのようなことを 検討しているのか。
- 2 付帯事業収入の漸減傾向が続いているが課 題は何か。
- 3 沿線の人口が増加しているが、朝夕の増便 や、始発を早めたり、終電を遅らせたりする などの対応はできないか。
- 4 通学定期の割引率を上げられないか。
- 5 駅設備について、エレベーターが2駅で利用開始されたとあるが、今後の計画はどうなっているか。トイレの設置についても、整備計画はどうなっているか。
- 6 農林公社に伺いたい。参考資料3-1農地中間管理事業について、担い手のいない地域等においては、新たな担い手を確保するため、企業等を対象に含め広報を行うということが、具体的にはどういうことか。
- 7 青年就農給付金は45歳未満の方が対象で、 年間150万円を5年以内で給付が受けられ るが、新規就農者で45歳を数か月過ぎて、 この給付が受けられないという人がいた。県 内の農家就農を充実することであれば、就農 意欲がある人の給付を受けられるような緩和 策が必要だと思うが、就農者への支援につい て考えを聞きたい。

A. 埼玉新都市交通(株)代表取締役社長

1 集客力の強化については、選ばれる鉄道に なる取り組みとしてお答えする。現在使って いただいているお客様はもとより、今後移り 住んでくる人のためにも、駅がきれい、すば らしい車両であるなど、良いイメージを持っ て住んでもらうことが大事である。転居して

- もらう取り組みとして、会社の新たなイメージを積極的に発信して**い**る。
- 2 付帯事業については、新聞やたばこの売上 げ減少、近隣にコンビニが設置されたことに よる売店の売上げ減少、周辺の駐車場利用料 が安くなったことによる競争力の低下などが ある。これに対し、大宮駅への楽天BOXの 導入なども行っている。付帯事業は今年度底 を打った状況である。小さな部分ではある が、経営にとって大事なところであるので、 いろいろな知恵を出しながら、付帯事業の活 性化につなげていきたい。
- 3 ダイヤ改正については、朝ラッシュ時の増 便や、今年3月に終電の丸山駅止まりを内宿 駅まで延ばすなど、お客様の動向に沿った形 で、少しでも利便性向上が図れるよう取り組 んでいる。
- 4 JRや大手私鉄に比べると初乗りは高いが、中小私鉄レベルで考えると、決して高いレベルではない。通学定期の割引率については、財政再建途上であり、変更は厳しい状況であることを御理解いただきたい。
- 5 エレベーターについては、自治体にも努力 いただき、未設置は吉野原、志久、伊奈中央 の3駅となっている。実施しやすいところか ら整備しているため、難工事の駅が残ってい る。現在、加茂宮、東宮原、今羽、吉野原の 4駅にはトイレがない。引き続き自治体と相 談しながら進めていく。

A.(公社)埼玉県農林公社理事長

6 地域の担い手に農地を集積することを基本 としているが、地域で担い手が見つけられな いようなところでは、企業などに結び付けを 図っている。

A.農業政策課長

7 新規就農支援についてであるが、できるだ けきめ細かく行ってまいりたい。そうした中 で、青年就農給付金制度については、国の要 綱に基づいて運用しているところである。年 齢要件としては45歳未満を原則としている。 ただ原則となっているので、例えば、災害で 就農予定時期がずれ込んでしまった場合や、 高齢化が著しい地域で農業後継者が他にいな い場合など特別な場合は認められる場合があ る。これらは国の要綱に基づく給付金制度の 運用であり、今後とも制度の趣旨を踏まえつ つ、国と協議を行うなど、可能な限り柔軟に 対応していきたい。また、今後の新規就農者 の実情などを国へ丁寧に説明し、原則45歳 未満という要件の緩和について、国へ要望し ていく。

Q. 金子委員

- 1 付帯事業は収入源としては重要である。楽 天BOXを設置したとのことであるが、新た なビジネスモデルの構築がこれに当たるのか。
- 2 高齢化が進み、駅舎などの設備については 利用者に優しいものを整備すべきである。自 治体が意思を示さないと進まないのではなく、 会社が主体として計画を立てる必要があるの ではないか。
- 3 企業を対象とするだけでなく、担い手として認定農業者を育成、確保することが重要ではないか。
- 4 給付金について、国の制度と言っているが、意欲のある農業者が、若干年齢が過ぎてしまって対象にならないというのは非常に残念である。県が主体的に検討すべきという姿勢を持つべきと思うがいかがか。

A . 埼玉新都市交通(株)代表取締役社長

- 1 付帯事業は、収入としては小さいが、今後 大事になってくる。鉄道事業がいずれ頭打ち になる中で、経営を支えるものになると考え ている。新たなビジネスモデルということで は、楽天BOXもその1つである。また高架 下の開発も手掛けているが、全てJRの用地 であり、その中でどういうふうにできるか検 討している。不動産業者からも情報収集をし ている。今年度付帯事業収入は底打ちした が、これに満足せず、今後の課題として取り 組んでいく。
- 2 利用者に優しい鉄道として、高齢者の方に も使いやすい設備の整備を進めている。現在 財政再建中であり、経営安定化協定の中で、 エレベーターは自治体の負担で整備すること になっている。自治体にお任せというのでは なく、できることは会社としてもやって、一 緒になって取り組んでいく。トイレの設置に ついても、用地の確保で積極的にJRと交渉 するなど、前向きに進むよう尽力していく。

A.(公社)埼玉県農林公社理事長

3 担い手育成は大変大事な課題である。農地中間管理事業を実施した地域で、認定農業者がいなかった地域でも、農地をまとめることで認定農業者が見つかった事例もある。この事業を進める中で、担い手の育成についてもしっかり取り組んでいきたい。

A.農業政策課長

4 県としては、就農の相談窓口から担い手となるまで切れ目ない支援を通じて、埼玉県を担う人材を確保・養成していきたいと考えている。就農相談窓口を平成16年9月から設けているが、平成28年8月末までに1万2,

205件の相談に応じてきている。相談者のほとんどは非農家の出身であることから、農業技術の研修先や農地制度、制度資金の説明もしている。県独自の取組としては、農業大学校があるが、農業高校と連携して、一緒に均玉農業の将来を担いたいという方に農業大学校に来ていただくような取り組みも行っている。また就農支援セミナー、農業大学校に来ていただくような取り組みも行っている。また就農支援セミナー、農業大人見学会も進めており、明日の農業担い手育成塾を県内に20か所設置して研修をしている。このように総合的な取り組みを通じ、担い手を育成していきたい。

A . 農林部長

4 県独自で対策を講じることは厳しい財政状況の中では難しいが、引き続き国へ45歳の要件緩和を要望していくとともに、今後の研究課題にさせていただきたい。

Q. 金子委員

青年就農給付金について、全て緩和するのではなく、その人の条件や事情があった場合にケースバイケースで柔軟に考えたらどうかと思うがいかが。

A.農林部長

可能な限り実情に応じて弾力的に運用できるよう、国への要望を行っていくので御理解いただきたい。

10 危機管理・大規模災害対策特別委員会における秋山文和県議の質疑

2016年12月20日

Q. 秋山委員

- 1 良好な都市基盤が整備された住宅地や商業 地の面積の平成27年度末の実績が1万95 30ヘクタールであるが、その分母となる数 値はどのくらいなのか。また、その整備率は どのくらいか。
- 2 実施例にある「川口金山町12番地区第一種市街地再開発事業」で従前の建築物46棟が、1棟の集合住宅に建て替わっている。増床が可能となることで大きな付加価値を生み出し、それを事業費に充当できたのではないかと思われるが、46棟の所有者の自己負担はどうなっているのか。また、自治体はどのように関与しているのか。
- 3 緊急輸送道路沿道建築物について、県所管分については、既に5棟の耐震化が完了し、今年度更に3棟の耐震化が進むようだが、1 1市所管分の40棟についてはどうなっているのか。また、さいたま市所管分の耐震化状況についてはどうなっているのか。さらに、耐震化の費用負担について、国や県、市町村の負担割合はどのようになっているのか。
- 4 22の県営公園の非常電源の設置状況はどうか。また、それは搬入式か常設か。また、 県南部地域の公園について、マンホールトイレ、やかまどベンチなどの整備状況と整備目標はどうなっているか。
- 5 内水ハザードマップを作成しなくてよい市 町村もあると思うが、どのような状況か。
- 6 高校生災害ボランティア育成講習会は、文 科省の委託という説明であったが、講習会を 行うに当たり法的な裏付けはあるのか。ま た、この講習会参加者は、極めて限られた人 数のように思うが、高校生活をしている間 に、1回はこういう講習や受講ができれば良 いと思う。参加者数を増やす努力はどのよう

にしているのか。さらに、生徒や教員が電車 で遠いところから自己負担で来るのだろうが、 自己負担をなくす方向で考えられないのか。

A. 市街地整備課長

- 1 平成27年度末で、住宅系と商業系の土地 区画整理事業、市街地再開発事業の施行済み 面積と施行中の面積の合計は、2万2,13 5ヘクタールであり、この数値が分母となる。 また、その整備率は約88%である。
- 2 市街地再開発事業は、土地を共同化・高度 利用することで、公共施設を整備するととも に、古い建物を再開発ビルに建て替え、新た な床を生み出すものである。事業資金は新た に生み出された床の一部の売却金、国や地方 公共団体からの補助金等で賄われる。従前の 権利者の資産は、等価で再開発ビルの床に置 き換えられ、事業費の負担はない。自治体の 関与は、補助金交付等の財政的支援、都市計 画決定、事業化に向けた手続き支援及び事業 実施における技術的助言等である。

A . 建築安全課長

3 11市所管分の40棟の耐震化状況については、診断実施済みが9棟、耐震化実施済みが5棟となっている。さいたま市の状況については、対象建築物が98棟と報告を受けている。現在、これらの建築物について耐震化状況の調査を実施していると聞いている。費用負担については、基本的に、国が3分の1、若しくは市が3分の1、所有者が3分の1となっている。補助メニューなど条件によって負担割合は変わってくる。

A. 公園スタジアム課長

4 非常用電源は19の公園で設置済みである。 全て常設である。次に、県南部地域の公園に おける、かまどベンチやマンホールトイレ等 の整備は、首都直下型地震の被害想定に基づ き、甚大な被害が予想される市街地に位置す る公園をまず優先的に行った。これらの施設 の運営は、市町村が担う役割が大きいことか ら市町村の理解と協力が不可欠である。今後 の整備に当たっては、避難地指定の状況や市 町村の意向等も踏まえながら防災施設の充実 について検討していきたい。

A. 都市計画課長

5 5か年計画に位置付けられている35市町のほか、10市町で作成し、現在までに床上浸水被害などのあった45市町で作成されている。雨の降り方が変わってきていることもあるので、これまで浸水被害のなかった市町村においても、浸水が発生する恐れはある。内水八ザードマップの作成にこだわらず、どの場所が浸水に弱いかなど把握できるよう、市町村に対し技術的支援を行っていく。

A.保健体育課長

6 法的な裏付けについては、文科省の要項に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」が示されている。また、全ての高校生を参加させることは、規模的に厳しいのが現状であるが、それに近づけるための対応として、学校で行われている、救急救命講習会などにおいて、この講習会に参加した生徒や教員がリーダーとなって、各校の講習会で学んだ内容を報告するなどの工夫をお願いしている。この講習会の報告書については、県内全ての公立学校に配布をして活用できるようにして

いる。なお、生徒、教師の自己負担は今もない。

Q. 秋山委員

- 1 講習会について、交通費も含めて無料か。 その点を確認したい。
- 2 耐震化に係る全ての費用の3分の1が、所 有者の自己負担ということでいいのか。

A . 保健体育課長

1 交通費を含めて無料としている。

A . 建築安全課長

2 内容によって異なる。県が所管する緊急輸送道路沿道の対象建築物においては、原則、耐震診断については補助率10分の10で、上限1,000万円、設計や耐震改修工事については補助率3分の2で、上限4,400万円となっている。う回路のない路線に関しては上限額をなくして補助している。

11 人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会における前原かづえ県議の質疑

2016年12月20日

Q. 前原委員

- 1 オリンピック・パラリンピック競技大会に 関して、文化・教育部会ではどのように取り 組みを進めていくのか。
- 2 オリンピックに向けた選手強化に向けた取り組みで、特別強化費の助成が最大40万円となっているが、なぜこの額にしたのか考えを伺いたい。

A.オリンピック・パラリンピック課長

1 文化・教育については、部会を設置して文化プログラム、教育プログラムそれぞれのアクションプランの策定に向けて取り組んでいるところである。部会には、さいたま市や熊谷市などの関係市や関係団体、庁内各課が参加している。また、大会組織委員会では大会のレガシーとするために、事業を公認プログラムとして認証し、公認マークを付与して大会のアピールを進めている。そのため、部会では、この公認プログラムも活用することとし、オール埼玉体制で実施計画の策定に向けた検討を行っている。

A.スポーツ振興課長

2 選手は、海外遠征や国内の合宿等、様々な自己負担を強いられながら競技生活を続けているというのが現実である。海外遠征10日間程度行った場合の自己負担額について様々な競技団体に聞いてみると、40万円程度との回答であったため、その額を基準に助成額を積み上げさせていただいた。このことにより、選手が、例えば海外の高地トレーニングができるところに遠征や合宿を行うことができるようになると考えている。

Q. 前原委員

- 1 実施計画はいつまでに作成するのか。また 作成後、部会や計画をどのような形にしてい くのか。
- 2 先日、パラリンピックに参加された平澤奈 古選手が障害者週間に講演をされており、そ こではお金がかかるので本当に大変だと話し ていた。さらに障害を持っていることで、な かなか社会参加が難しい中で公的な財政支援 があると大変うれしいというお話もされてい た。この助成金40万円という額が妥当なの かどうなのかよく分からないが、今の考え方 で更に研究していただき、是非支援を強化し ていただきたい。(要望)

A. オリンピック・パラリンピック課長

1 現在2017年版の実施計画を作成しており、今年度中には策定する。そして来年4月の後半から5月にかけて行われる総会で発表する予定である。実施計画には具体的事例を入れて、学校や自治体、団体などが主体性を持って実施していけるものにする。また、実施計画については2017年版としており、部会も一過性の実施計画を作るだけの部会とせず、その後の進捗管理も積極的に行っていきたいと思っている。2018年、2019年と、それぞれ毎年度の報告や活動事例を盛り込み、活動内容を膨らませていけるような取り組みにしたいと考えている。

Q.前原委員

通常業務とは別の特別業務になるかと思うが、 人員配置はどのように考えているのか。 A.オリンピック・パラリンピック課長 推進委員会の部会として設置しているので、 事務局はオリンピック・パラリンピック課で 行っているが、推進委員会全体で進めていくこ とになる。

12 議会運営委員会における村岡正嗣県議の質疑

2016年12月22日

委員長

委員長次に、(4)議会運営委員会決定事項についてだが、去る12月14日(水)の議運における御協議を踏まえ、お手元の資料5のとおり、議会運営委員会決定事項(案)を修正した。

修正内容は、部局別質疑及び総括質疑の質疑時間について、「会派別質疑時間は各会派に10分を割り振り、割り振り後の残りの質疑時間を各会派の所属委員数で比例按分したものとする」としていたところを、「会派別質疑時間は各会派の所属委員数で比例按分したものとする」としたものである。

この案について、何か御意見はあるか。

石川委員

前回お願いしたことだが、比例按分の案が出たが、我々の会派としては、公平にという視点からは離れるかもしれないが、質疑時間を確保したいということで、できれば前回並みの時間となるようお願いしたい。

村岡委員

前回、正副委員長の責任において調整した案を御提案いただき、その案を会派に持ち帰った。 意見は意見としてあるが、この間、随分と調整に動いていただいたことには敬意を表して、 前回提案いただいた正副委員長案を尊重して、 これに賛成するというのが私たち会派の立場である。

今、提案された修正案によると、前回、自民の小島委員が意見を述べたとおりに変更したい旨の提案であるが、その案で質疑時間を試算してみると、部局別質疑と総括質疑を合わせると自民だけが274分増え、民進・無所属はプラ

スマイナス 0 で、その他の会派は減ることになる。こういう案はとても飲めない。

前回、正副委員長が提案した案で決定したい というのが、我々会派の考えである。

井上(将)委員

委員前回の議運でも石川委員から話があったが、昨年度の予算特別委員会の発言時間配分については、最大会派の自民の皆様の、大変な御理解をいただき、大変感謝している。少数会派であろうとも委員会で意見を述べる機会が確保されたことで、議論も非常に活発になっていたものと思う。

民主主義である以上、選挙で選ばれた議員の数に応じて、会派に発言時間が按分されるというのは理解できる。しかし、少数会派の方々も選挙で選ばれてきているので、意見を述べる時間が与えられるべきだと思う。是非、最大会派の自民の皆様には、この県議会の強者として御寛大な処置をいただきたいと思うので、よろしくお願いする。

小島委員

委員数に比例して発言時間を配分するのがよいと、我が会派の意見が集約されたので、前回の議運で御提案させていただいた。その後、今回の議運までに、正副委員長に調整の依頼をする、あるいは、我が会派に対してどうだろうかという意見も、全くなかった。私どもとしては、皆様が我が会派の提案に対して御賛同いただいたものだと思っていた。

村岡委員

私たちは、副委員長が意見を聴きにきてくれた際に、我々の意見は伝えてあるので、委員長にも伝わっているものと承知している。前回も申し上げたが、さきに正副委員長が提案した案と今回の案を比較すると、自民以外はプラスマイナス0もしくは減るわけである。

正副委員長はどういう判断で、今回の案を提 案したのか。

委員長

さきの議運では、今年度の正副委員長案として提案させていただいた。しかし、その後の議運における協議を踏まえ、今回提案した。ここで議論を整理する。種々御意見をいただいたが、一方で、本日予算特別委員会が設置されることから、本件については本日決定する必要がある。今年度の議運決定事項(案)については、各会派の所属委員数に応じて平等に時間を配分するという観点から、案のとおり決定したいと思うが、よいか。

<反対との声あり>

委員長

それでは、これより採決する。 この案に賛成の委員の起立を求める。

(起立多数)

(賛)伊藤副委員長、石渡副委員長、野本委員、 長峰委員、小島委員、本木委員、小林委員、 田村委員、木下委員、山下委員、萩原委員 (否)管委員、井上(将)委員、 井上(航)委員、石川委員、村岡委員

委員長

起立多数である。よって、この案のとおり決

定した。なお、今年度の部局別質疑については、 6日とすることでいかがか。

<了承>

13 知事提出議案に対する反対討論

2016年12月22日

日本共産党の秋山文和です。党議員団を代表して、知事提出議案第122号議案「埼玉県税条例等の一部を改正する条例」、第133号議案「荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額について」、第134号議案「中川流域下水道の維持管理に要する経費の関係15市町の負担額について」、第135号議案「古利根川流域下水道の維持管理に要する経費の関係2市の負担額について」、第136号議案「荒川上流流域下水道の維持管理に要する経費の関係2市町の負担額について」、第139号議案「特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例」に対する反対討論を行います。

まず、第122号議案ですが、本議案は、消費税率10%への引き上げに伴う各種措置の実施時期を平成31年10月に延期する条例改正を含むものです。消費税増税は、延期でなく、きっぱり中止すべきとの立場から、消費税増税を前提として地方消費税の税率引き上げの実施時期を延期させる本議案は、賛成できません。

次に、第133号議案ないし第136号議案は、荒川左岸南部、中川、古利根川、荒川上流の各流域下水道の維持管理費用の負担額を引き上げるものです。中川では、関係15市町の単価が3円増の40円になり、その影響額は、平成27年度の実績比で4億5,500万円によります。荒川上流では、関係2市町の単価が一気に14円も引き上げられ、激変緩和措置があるものの、負担増は4人家族で年間約5,840円と大きいものです。仮に、これらの負担増全てが利用者に転嫁されるならば、下水道料金の大幅引き上げにつながることは明らかです。厳しい社会経済情勢の中、新たな負担増は認められません。

そもそも現在の流域下水道の仕組みでは、負担金単価を下げるには、下水道普及率を引き上げなければなりません。それゆえに、私たちは、市町村への補助など含めた下水道普及のための県の積極的な支援と流域間の格差解消、全県統一単価の実現への積極的な取組を求めてきました。

しかしながら、各流域の下水道普及率の進捗は、過去5年間で2から3%増、処理水量はほぼ横ばいです。特に県北部では、下水道普及率が3から4割程度と低いにもかかわらず、人口減少や合併浄化槽の導入などにより下水道の普及が難しくなっています。

このような中、収支均衡の観点だけで運営費の上昇をそのまま関係市町に負担させるのでは、流域間の格差解消、全県統一単価の実現を更に遠ざけるものと言わざるを得ません。下水道普及の取組を市町村任せにせず、県が積極的に取り組むよう改めて求めます。

最後に、第139号議案ですが、知事等の特別職及び教育長の期末手当の額を平成28年度から引き上げるものです。今回、職員の給与等については若干の引上げですが、扶養手当での一部後退など課題も残りました。県民の暮らしは、社会保障の切り捨て、地域経済の低迷の下、いまだに深刻なままです。こうした中での知事等の期末手当引き上げには賛成することはできません。

以上で反対討論を終わります。

14 議員提出議案に対する反対討論

2016年12月22日

日本共産党の前原かづえです。党県議団を代表して、議第39号議案「文部事務次官通知『高等学校入学者選抜について』の改善を求める意見書」案、議第40号議案「参議院合同選挙区の解消を求める意見書」案、議第43号議案「森林吸収源対策の推進を求める意見書」案に対する反対の討論を行います。

初めに、文部事務次官通知「高等学校入学者 選抜について」の改善を求める意見書案につい てです。

これは、業者テストの結果を資料として用いた高等学校入学者の選抜が行われることがあってはならない、また、中学校は業者テストの実施に関与することは厳に慎むべきであるなどとの事務次官通知に対して、業者テストによる進路指導が学習塾に場を移して依然継続していることを容認し、実情に合った改善をと、通知の修正を国に求めるものです。

保護者などの一部には、この成績でどの高校に入れるのか不安でたまらないなど、業者テストを頼る風潮があることは、党県議団も当然認識しております。

しかし、同通知には、「中学校における進路指導は日ごろの学習成績や活動の状況等による生徒の能力・適性、興味・関心等に基づき総合的に行われるべきものであり、業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わない」とあります。言うまでもなく教育の目的は、人格の完成にあり、この通知の内容は、その点から至極妥当なものです。

現在、市町村では、通知に基づいて校長会や 公益法人によるテストも模索されております。 その努力を県教委が支援し、広げることが必要 です。

以上の理由から、業者テストに依存した進路 指導復活につながりかねない同意見書案には賛 成できません。

続いて、参議院合同選挙区の解消を求める意 見書案についてです。

同意見書は、第1に、「1票の較差に対する最高裁の判例を踏まえ、選挙制度の抜本的改革を行うこと」、第2に、「参議院合同選挙区を解消し、各都道府県単位の制度に改めること」の2つを国に求めるものです。人口減少が予想される中、都道府県単位で1票の較差是正を進めるなら、大幅な定数増がない限り、合区はやむを得ないと言わざるを得ません。現定数を前提とするなら、この2つの意見は並び立ち得ないと考えます。党県議団は、ブロックごとの比例代表制こそ、1票の較差是正の最善策と考えます。意見書の方向では較差是正が不可能であるとして、反対するものです。

最後に、森林吸収源対策の推進を求める意見 書案についてです。

森林吸収源対策の推進は当然でありますが、 同意見書は、その財源として、全国版森林環境 税の早期創設を国に求めております。

しかし、森林環境税は、今年四月時点で37 府県が同趣旨の独自税を導入していることから、二重課税だとして自治体からの反対が相次 いだ経過があります。日本共産党は、財源については、石油・石炭税の上乗せ措置として実施されている地球温暖化対策税の使途に、森林吸収源対策を位置付けるべきだと考えております。地方自治体の納得の得られない増税は認められないとして、賛成は見送りました。

15 決算認定に対する反対討論

2016年12月22日

日本共産党の金子正江です。党議員団を代表して、第106号議案「平成27年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について」と、第107号議案「平成27年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」、反対の立場から討論します。

まず、第106号議案について、主な反対理由を述べます。

第1に、マイナンバー制度についてです。平成28年一月からマイナンバーの利用が開始されましたが、マイナンバーカードの交付は僅か6.7パーセント。にもかかわらず、整備費として平成27年度だけでも3億1千万円が支出されています。制度全体で3千400億円を超える巨額な税金支出と、マイナンバー増税と言われる、試算さえされていない民間負担を要するプロジェクトであるにもかかわらず、具体的な費用対効果・分析がいまだ示されていません。このように国民の個人情報を危険にさらし、際限なく費用負担を要するマイナンバー制度の推進は認められません。

第2に、重度心身障害者医療費助成制度、重度医療についてです。県は、平成27年1月から新たに、65歳以上で重い障害になった人を対象から外しました。審査の中でも、6,438人が対象から外され、1億8,000万円が当事者負担となったことが明らかになりました。65歳という年齢で高齢者を差別する年齢制限は、今からでも撤回すべきです。

第3に、農業の問題です。平成27年度、県はスマートアグリ事業について繰越明許を行いました。日本共産党は、特定の1企業に対して多大な支援を行う埼玉県のスマートアグリ事業について、これまでも反対を表明してまいりました。全国的にもこのスマートアグリ事業は行われていますが、例えば高知県などは、大企業

に丸投げするのではなく、地元企業と一緒になってこのスマートアグリ事業を推進しています。今やるべき農業支援は、家族経営も含む意 欲ある全ての県内農家を励ます具体策であり、この繰越明許には反対です。

次に、第107号議案「平成27年度埼玉県 公営企業会計決算の認定について」です。

反対理由は、荒川左岸南部と中川の2流域で下水道負担金単価の引き上げが行われた点です。これによって、当該自治体の中には今年度から下水道料金の値上げを行ったところもあります。さらには、来年度4流域で引き上げが検討されていることは重大であり、賛成できません。

また、平成27年度、八ッ場ダム事業への県 負担として約21億円が支出されていること、 患者家族の反対の声を押し切って移転が行われ た小児医療センターの建設・移転費用として、 平成27年度138億円支出していることなど も述べて、討論とさせていただきます。

16 議案及び請願に対する各会派の態度

知事提出議案に対する各会派の態度

賛成 ×反対

				各会派の態度							
議案番号	件名	共	自	民進	県	公	改	無所属	採決		
		産	民	無		明		金	結		
				所				子	H		
		党	党	属	民	党	革	勝	果		
第106号議案	平成27年度埼玉県の一般会計及び特別会計決算の認定について	×	0	0	0	0	0	0	認定		
第107号議案	平成27年度埼玉県公営企業会計決算の認定について	×	0	0	0	0	0	0	認定		
第110号議案	埼玉県5か年計画の策定について	0	0	0	0	0	0	0	継続審査		
第118号議案	平成28年度埼玉県一般会計補正予算(第4号)	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第119号議案	平成28年度埼玉県病院事業会計補正予算(第1号)	\circ	\circ	0	0	0	0	\circ	原案可決		
第120号議案	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条 例	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第121号議案	職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	0	\circ	0	0	0	0	0	原案可決		
第122号議案	埼玉県税条例等の一部を改正する条例	×	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第123号議案	埼玉県指定特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例の一部を 改正する条例	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第124号議案	埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第125号議案	埼玉県公安委員会等が行う事務に関する手数料条例の一部を改正する 条例	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第126号議案	工事請負契約の締結について(熊谷ラグビー場新スタンド等建設工事)	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第127号議案	財産の取得について(抗インフルエンザウイルス薬)	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第128号議案	財産の取得について(抗インフルエンザウイルス薬)	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第129号議案	当せん金付証票の発売について	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第130号議案	指定管理者の指定について(上尾運動公園)	0	\circ	0	0	0	0	0	原案可決		
第131号議案	指定管理者の指定について(羽生水郷公園)	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第132号議案	指定管理者の指定について(埼玉県立名栗げんきプラザ)	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第133号議案	荒川左岸南部流域下水道の維持管理に要する経費の関係5市の負担額 について	×	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第134号議案	中川流域下水道の維持管理に要する経費の関係15市町の負担額について	×	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第135号議案	古利根川流域下水道の維持管理に要する経費の関係2市の負担額について	×	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第136号議案	荒川上流流域下水道の維持管理に要する経費の関係2市町の負担額に ついて	×	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第137号議案	古利根川流域下水道の設置等に要する経費の関係2市の負担額について	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第138号議案	利根川右岸流域下水道の設置等に要する経費の関係4市町の負担額に ついて	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		
第139号議案	特別職の職員の給与及び旅費に関する条例及び埼玉県教育委員会教育 長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	×	0	0	0	0	×	0	原案可決		
第140号議案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	0	0	0	0	0	0	0	原案可決		

	件名								
議案番号		共	自	民進	県	公	改	無所属	採決
		産	民	無所		明		金 子	結
		党	党	属	民	党	革	(勝)	果
第141号議案	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
第142号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	0	0	0	\circ	\circ	\circ	0	原案可決
第143号議案	埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
第144号議案	埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を 改正する条例	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
第145号議案	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 一部を改正する条例	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
第146号議案	学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	0	0	0	0	\circ	0	0	原案可決
第147号議案	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	0	0	0	0	\circ	0	0	原案可決
第148号議案	上告の提起及び上告受理の申立てについて	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
第149号議案	埼玉県教育委員会委員の任命について	0	0	0	0	0	0	0	同 意
第150号議案	埼玉県収用委員会委員の任命について	0	0	0	0	0	0	0	同 意
第151号議案	埼玉県収用委員会委員の任命について	0	0	0	0	0	0	0	同 意
第152号議案	埼玉県収用委員会予備委員の任命について	0	\circ	0	0	\circ	\circ	\circ	同 意

注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

議員提出議案(意見書・決議)に対する各会派の態度

賛成 ×反対

議案番号	件名	共 産 党	自民党	民主・無所属	県民	公明党	東	無所属 金子(勝)	採決結果
議第33号議案	理容師法施行条例及び美容師法施行条例の一部を改正する条例	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
議第34号議案	官公需適格組合の受注機会の増大を求める意見書	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
議第35号議案	直轄国道の整備促進を求める意見書	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
議第36号議案	麻しん風しん混合ワクチン等の安定供給と接種期間の延長を求める意見 書	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
議第37号議案	高齢者の交通事故防止対策の推進を求める意見書	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
議第38号議案	安心な社会保障と強い地域経済を構築するための地方財政措置を求める 意見書	0	0	0	0	0	0	0	原案可決
議第39号議案	文部事務次官通知「高等学校入学者選抜について(平成5年2月22日付 け文初高第243号)」の改善を求める意見書	×	0	×	×	×	0	0	原案可決
議第40号議案	参議院合同選挙区の解消を求める意見書	×	0	×	×	×	0	0	原案可決
議第41号議案	備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の有効活用に関する意見書	0	0	0	X	0	0	0	原案可決
議第42号議案	建設コンサルタントへの発注時期の平準化を求める意見書	0	0	X	×	0	0	0	原案可決
議第43号議案	森林吸収源対策の推進を求める意見書	X	0	0	×	0	0	0	原案可決
議第44号議案	訪日外国人旅行者4,000万人受入れを目指す体制整備を求める意見書	0	0	×	×	\circ	\circ	\circ	原案可決

注) 1 各会派議員の議案に係る賛否については、採決を行う本会議に先立って開かれる議会運営委員会で確認しています。この表は、議会運営委員会で確認した内容を議案ごとに示したものです。

17 日本共産党県議団が提出した意見書・決議(案)

カジノ賭博の解禁を中止するよう求める意見書(案)

臨時国会で「統合型リゾート(IR)整備推進法案」、いわゆるカジノ法案が拙速な審議のもと 短期間のうちに可決されることとなった。

カジノ法案は、刑法が禁じる賭博を合法化し、カジノを中心とする統合型リゾート開発を推進するものである。議員立法として提出されたが、安倍首相の肝いり政策として政府の「成長戦略」の目玉とされている。

そもそも賭博行為は「勤労の美風を害するばかりではなく、副次的な犯罪を誘発し、さらに国民経済の機能に重大な障害を与える恐れがある」として刑法で禁止されたものである。賭博行為であるカジノの解禁については、反社会的勢力の介入、マネーロンダリング(資金洗浄)の横行、多重債務問題の再発、青少年への悪影響がつよく指摘されている。国民の536万人がパチンコなどのギャンブル依存症者と推計されるなど、すでに世界最悪のギャンブル依存症大国になっている。カジノの解禁でさらに深刻な事態を招くことは明らかであり、到底認められない。

加えて、全国紙5紙が「社説」などでカジノ法案の問題点や拙速な審議をこぞって批判し、カジノ解禁への国民の理解はきわめて不十分である。

よって、国においては、カジノ賭博の解禁を中止するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年金引き下げを中止し、年金制度の拡充を求める意見書(案)

臨時国会で「年金カット法案」と批判された「年金制度改革法案」が可決された。

本法案は、物価が上がっても賃金水準が下がれば年金を減額する新ルールや、マクロ経済スライドの未実施分を繰り越す制度の導入など、年金支給額を引き下げるための制度改悪を盛り込んでいる。いまでさえ生活に困窮する国民が増え続けるなかで、年金カットにつながる新ルールは年金の最低保障機能をますます弱め、生存権を脅かすものである。

医療も介護も負担増・給付減が連続して行われているなかで、年金削減により高齢者が苦境に立てば、その負担が子や孫にのしかかり、現役世代の暮らしを直撃する恐れがある。国民の6割近くが法案に反対し、新ルールへの批判と不安が広がる中で、世代間の対立をあおり、際限のない年金削減となりうる制度改悪の強行は許されない。

最低賃金の引き上げ、正規雇用拡大や均等待遇確立などで安定した年金財政を確立するとともに、 最低年金制度の導入により安心できる年金制度を実現していくべきである。

よって国においては、年金引き下げを中止し、年金制度の拡充を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

給付型奨学金の創設にあたって対象者の拡充を求める意見書(案)

文部科学省は、大学生らを対象とした返済不要の給付型奨学金創設をめざして検討を重ね、給付額を月2~4万とする制度案をまとめた。2018年度の本格実施をめざし、対象者は約2万人を見込んでいる。

これまで卒業後の借金となる貸与型奨学金しかなかった日本で、給付型が創設されれば前進への一歩となる。しかし、学生のおよそ2人に1人、約130万人が日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用している現状のなか、2万人という対象者数は全体の2%にすぎず、極めて不十分である。これでは給付型を望む学生のほとんどが対象外となることは明らかである。

経済協力開発機構(OECD)諸国では、アメリカで35%、学費無償のドイツで27%、フランスで35%の学生が給付型奨学金をうけている。日本と同じ高学費の韓国でも、2011年に給付型奨学金が創設され、利用者は学生の36%にあたる約130万人に広がっている。大学進学率が6割に迫る日本でも、高学費に苦しむすべての学生が受給できるような制度とすべきである。

よって、国においては、給付型奨学金の創設にあたって対象者を一層拡充するよう強く要望する。 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

18 声明・談話

記者発表

2016年12月22日 日本共産党埼玉県議会議員団 団長 柳下 礼子

12月定例会を振り返って

一、下水道市町村負担金の引き上げは認められない。

本日、12月定例会は知事提出議案33件、議員提出議案12件を可決・承認・同意して閉会しました。党県議団は、平成27年度埼玉県一般会計及び特別会計決算認定をはじめとする、8件の知事提出議案、3件の議員提出議案について、反対しました。

今定例会では、下水道料金の引き上げにつながりうる、市町村負担金の引き上げが行われました。関係する自治体は荒川左岸南部のさいたま市、川口市、上尾市、蕨市及び戸田市、中川流域のさいたま市、川口市、春日部市、草加市 越谷市 八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町および松伏町、古利根川流域の加須市、久喜市、利根川右岸流域の本庄市、美里町、神川町です。新たな負担増であると同時に、収支均衡の観点だけで、運営費の上昇をそのまま関係市町に負担させるのでは、流域間の格差解消・全県統一の単価の実現をさらに遠ざけると主張しました。

二、マイナンパー実施に3億1千万円、27年度決算に反対

平成27年度埼玉県一般会計及び特別会計決算の認定と、公営企業会計決算の認定については閉会中に特別委員会で審査が行われてきました。党県議団からは金子正江県議が委員として参加しました。党県議団は、マイナンバー制度実施のために3億1千万円が支出されたこと、重度心身障害者医療費助成制度について、新たに65歳以上で重い障害者となった人を対象から外したこと、八ッ場ダムへの21億円の支出、患者の反対を押し切って移転が行われた埼玉県立小児医療センターの建設移転費用138億円などから認定しませんでした。

三、予算特別委員会、少数会派の質疑時間を大幅に削減

予算特別委員会について、閉会日の議会運営委員会で、公明・県民会議・共産・改革の部局別審査持ち時間が大幅に短縮されました(自公の賛成で可決)。予算特別委員会では2015年2月までは、知事への質疑を中心とする総括質疑としめくくり総括質疑が行われていましたが、2016年の2月定例会から、総括質疑1回と大幅に切縮められ、一方で知事答弁が認められない部局別審査が始まりました。今回は、この部局別審査の各会派割り当て時間について、全ての会派に10分割り当てた上に、人数案分で時間を配分するやり方を変更し、人数分按分のみで割り当て時間を配分します。自民党の割り当て時間は274分増加する一方、県民・公明が52分、共産78分、改革

92分短縮となり、少数会派ほど質問時間が削られます。

この問題と合わせて、民進・無所属・県民・共産党の3会派が合同で、閉会後議長に対し議会改 革特別委員会設置の申し入れを行いました。

予算特別委員会の2017年2月定例会での審査には、金子正江県議、前原かづえ県議が参加します。

四、台風9号などの豪雨被害についてなど柳下県議一般質問

12月9日、柳下礼子県議が本会議一般質問を行いました。台風9号などの豪雨被害について、地盤崩壊によって志木市で1軒、飯能市13軒が未だに避難を余儀なくされています。柳下県議はこれらの避難者の数を明らかにしたうえで、県と市で創設した被災者安心支援制度(住宅倒壊に300万円など)を適用するよう求めました。知事は「住宅の敷地に被害が生じやむをえない事由により住宅を解体した世帯も対象」だとしてこの案件も協議の対象だと答えました。このほか、障害者入所施設建設、性的マイノリティの人権保障、高等学校給付制奨学金創設、中山間地農業支援などを取り上げました。

五、請願項目が同じと、請願の趣旨説明認めず

県民から提出された「ゆきとどいた教育をすすめるための請願」の委員会審査の際に、請願代表者が趣旨説明を申し出たにも関わらず、文教委員長は、請願事項が昨年と同じだという理由で、趣旨説明を認めませんでした。前原かづえ県議は、今年度新たに富山、秋田、島根、鹿児島県が少人数学級を前に進めたと指摘し、7万人を超えた署名に応えて請願を採択するべきだと発言しました。(共産以外の党によって不採択)総務県民委員会で審査された「教育負担の公私格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成についての請願についても同様でした。

今定例会中にも、埼玉県の最上位計画である埼玉県5か年計画の審査が行われ、引き続き閉会中 審査が行われます。党県議団からは秋山文和県議が委員として参加しています。

以上

県政資料・第133号

日本共産党埼玉県議会議員団の主張と活動 2016年 12月定例県議会

住 所 〒330-9301

さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁内

県庁代表 048 (824) 2111 (内線6023)

直通電話 048 (824) 3413 FAX 048 (825) 1048 ホームページ: http://jcp-saitama-pref.jp/

Mail: jcp-sai@apricot.ocn.ne.jp

